

【農林水産省生産局畜産企画課】

平成 28 年 3 月 25 日

農林水産省生産局畜産企画課

2. 畜産物の価格安定に関する法律案について

(1) 現在、予算措置にて実施している現行制度と枠組みは同じか。

現行制度（肉用牛肥育経営安定特別対策事業、養豚経営安定対策事業）と法制化後の制度は、標準的な販売価格が標準的な生産費を下回った場合に（独）農畜産業振興機構がその差額を補填するための交付金を交付するという枠組みにおいて、同じとなる。

2. (2) について

- 二つ以上の法律の改正を提案しようとする場合においては、一般に、法案に盛られた政策が統一的なものであり、その結果として法案の趣旨・目的が一つであると認められるとき、あるいは内容的に法案の条項が相互に関連して一つの体系を形作っていると認められるときは、一つの改正法案として提案することができると考えている。
- 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案については、各改正事項のいずれも環太平洋パートナーシップ協定（以下「ＴＰＰ協定」という。）の内容に対応するための措置であるという同一の趣旨・目的を有するものである。
- また、同法律案のいずれの改正事項が欠けても、我が国として、ＴＰＰ協定の締結のために必要な寄託者への通報を行う考えはない。
- さらに、ＴＰＰ協定については、政府は、ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉とは異なり、内閣官房にＴＰＰ政府対策本部を設置し、同本部が、関係各省庁と連携しつつ、交渉等に関する方針等の企画及び立案並びに総合調整を行うこととしており、それにより、政府一体となって交渉に対応してきた。その際に、ＴＰＰ協定の締結に必要な法律の改正に関する検討を行いながら交渉に対応し、合意に至ったものであり、当該法律の改正については、ＴＰＰ協定との関連において一体的に説明することが適当であると考えている。

- したがって、同法律案については、ＴＰＰ協定によって想定される影響に対応するために必要な法律改正も含めて、改正内容の全体像を一覧的にお示し、国会において総合的・一体的に御審議いただくことが適当であるため、当該法律の改正について一つの改正法案として提案することとした。
- なお、過去に条約上の義務を履行するための法律の改正と条約の実施に伴うそれ以外の法律の改正とを一つの法律案とした例についてはないと承知している。また、条約上の義務を履行するための複数の法律改正について一つの法律案とし、条約の実施に伴うそれ以外の法律の改正を別の法律案とした例についても、ないと承知している。

3. (1) について

- 平成9年7月11日最高裁判所判決においては、我が国の損害賠償制度が、将来における同様の行為の抑止を本来的な目的とするものではないこと等が判示されているが、他方で、当該判決は、我が国の損害賠償制度が将来の侵害を抑止する副次的効果を有することも認めている。

このことからすれば、将来の侵害を抑止する効果が発生することを副次的な目的として我が国の損害賠償制度を設計することは当該最高裁判所判決との関係においても可能である。

- また、TPP協定における「法定の損害賠償」は、将来の侵害を抑止することを目的として定めることとされている（第18・74条8項）が、TPP協定上の義務をどのように実施するかについては、各国に一定の裁量が認められている（第18・5条）ため、必ずしも、将来の侵害の抑止を本来的な目的とした制度とせずとも、将来の侵害抑止の効果の発生を副次的な目的とする適切な方法によって定めることでも足りる。
- 改正案においては、「法定の損害賠償」を担保するため、現行の立証負担軽減の規定（著作権法第114条各項、商標法第38条各項）に加えて、それぞれ以下の措置を講ずることとしている。

【著作権法】

侵害された著作権等が著作権等管理事業者により管理されている場合は、著作権者等は、当該著作権等管理事業者の使用料規程により算出した額（複数ある場合は最も高い額）を損害額として賠償を請求することができることとする。（改正案による改正後の著作権法第114条第4項）

【商標法】

商標の不正使用による損害の賠償を請求する場合において、当該登録商標の取得及び維持に通常要する費用に相当する額を損害額として賠償を請求することができることとする。（改正案による改正後の商標法第38条第4項）

- これらの規定は、将来の侵害抑止の効果が発生することを副次的な目的としているものである。

（以上）

3. (2) について

- (1) における回答は、交渉の結果、ＴＰＰ協定第18・5条において、自国の法制及び法律上の慣行の範囲内で知的財産章の規定を実施するための適当な方法を決定することができると規定されていることを踏まえ、ＴＰＰ協定における「法定の損害賠償」に関する我が国の担保措置につき説明したものである。我が国を含む各国による条約の国内実施については、ＴＰＰ協定の規定に沿って各国がそれぞれ責任を持って講じていくものである。

資料：3（3）「pre-established」との文言が入った他の条約（原文及び訳文）

（1）T P P協定の用例となるもの（「pre-established damage」に関するもの）

○T R I P S 協定（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定 附属書—C 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）第45条2

（英文）

2. The judicial authorities shall also have the authority to order the infringer to pay the right holder expenses, which may include appropriate attorney's fees. In appropriate cases, Members may authorize the judicial authorities to order recovery of profits and/or payment of pre-established damages even where the infringer did not knowingly, or with reasonable grounds to know, engage in infringing activity.

（訳文）

(2) 司法当局は、また、侵害者に対し、費用（適当な弁護人の費用を含むことができる。）を権利者に支払うよう命じる権限を有する。適当な場合において、加盟国は、侵害者が侵害活動を行っていることを知らなかったか又は知ることができる合理的な理由を有していなかったときでも、利益の回復又は法定の損害賠償の支払を命じる権限を司法当局に与えることができる。

○偽造品の取引の防止に関する協定第9条3

（英文）

3. At least with respect to infringement of copyright or related rights protecting works, phonograms, and performances, and in cases of trademark counterfeiting, each Party shall also establish or maintain a system that provides for one or more of the following:
(a) pre-established damages; or
(b) presumptions¹ for determining the amount of damages sufficient to compensate the right holder for the harm caused by the infringement; or
(c) at least for copyright, additional damages.

（訳文）

3 各締約国は、少なくとも著作物、レコード及び実演を保護する著作権又は関連する権利の侵害並びに商標の不正使用について、次の一又は二以上の事項を定める制度を設け、又は維持する。

(a) 法定の損害賠償

(b) 侵害によって引き起こされた損害について権利者を補償するために十分な損害賠償の額を決定するための推定

(c) 少なくとも著作権については、追加の損害賠償

(2) 異なる文脈において「pre-establish」の語が使用されている例

○日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定附属書四第2条1

(英文)

1. Each Party shall ensure that measures relating to licensing and qualification requirements and procedures and to technical standards are pre-established, based on objective and transparent criteria and relevant to the supply of the service to which they apply.

(訳文)

1 各締約国は、免許要件、免許の手続、資格要件、資格の審査に係る手続及び技術上の基準に関連する措置が客観的なかつ透明性のある基準に基づいてあらかじめ定められていることを確保し、また、当該措置をサービスの提供に適用する場合には、当該措置が当該サービスの提供に関連するものであることを確保する。

○戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定附属書一三付録二第2条(d)

(英文)

(d) evidence of a pre-established employment with an enterprise of Chile, in a position that corresponds to his or her profession. This requirement is met by submitting a contract with an enterprise of Chile or an employment offer between the nationals and an employer of Chile and that such offer has been accepted.

(訳文)

(d) 当該国民が、チリの企業との間で、当該国民の職業に相当する地位で雇用されることをあらかじめ確認したことを証明する文書。この要件は、チリの企業との間の契約書又は当該国民とチリの雇用者との間の雇用に係る申出であって、受諾されているものを提出することによって満たされる。

平成28年3月25日
文化庁

3. (4) 著作権等侵害罪の一部非親告罪化について、「原作のまま」の用例及び解釈並びに「漫画のパロディをブログに投稿する行為」が一義的に「親告罪のままとなる行為」とされる根拠

1. 「原作のまま」の用例及び解釈について

「原作のまま」の文言は、著作権法第80条第1項第1号及び第2号に用例があり、著作物を翻訳、翻案等をせずにそのまま利用することを意味する。

2. 「漫画のパロディをブログに投稿する行為」が一義的に「親告罪のままとなる行為」とされる根拠について

漫画のパロディをブログに投稿する行為は、市場における著作権者の有償著作物等の利用（マンガの販売等）と競合するものではなく、「有償著作物等の提供又は提示により著作権者等の得ることが見込まれる利益が不当に害されることとなる場合」（第123条第2項第1号）に該当しないと考えられることから、非親告罪とならない。

平成28年3月25日
文化庁

3. (5) 新設される著作権法第123条第3項の解釈

新設される著作権法第123条第3項は、同条第2項により非親告罪の要件の一つとして規定されている「有償著作物等」の定義を定めた規定である。

「有償著作物等」とは、著作物又は実演等であって、侵害行為の時点において、国内外を問わず、有償で公衆に提供され、又は提示されているものをいう。

ただし、著作権等を侵害して有償で提供され、又は提示されているものについては、「有償著作物等」には該当しない。また、日本国外で行われる著作物等の利用行為については、我が国の著作権法が適用されないため、日本国外で有償で提供され、又は提示されている著作物等は、その提供又は提示が日本国内で行われたとしたならば権利の侵害となるべきものについて、「有償著作物等」に該当しないこととしている。

4. 独禁法改正案について

(1) リーニエンシー（課徴金減免制度）との違い

	適用される 行為類型	手続が開始される時期	効 果
課徴金 減免制度	価格カルテル・ 入札談合等	公正取引委員会による立入 検査の前か、又は立入検査が 最初に行われた日から起算 して20営業日までの間に、 事業者が自らの違反行為に ついて申請を行うことで開 始。	課徴金が減額又 は免除されるが、 違反の事実があ った旨の認定が なされる。
確約手続	私的独占・優越 的地位の濫用 等上記以外の 行為類型を想 定	立入検査後の調査がある程 度進んだ段階で、公正取引委 員会の側から、違反する疑い のある行為の概要、違反する 疑いのある法令の条項等を 事業者へ通知することによ り、手続が開始。	違反の事実を認 定されることな く事件を終結し、 課徴金納付命令・ 排除措置命令を 受けない。

(2) TPP協定参加国以外で同様の制度を導入している国があるか。

当委員会が把握している限り、TPP参加国以外では、EU、中国、韓国等が同様の制度を導入している（参考資料参照）。

(3) 私的独占、優越的地位の濫用、課徴金納付命令の過去10年間の運用状況

平成17年度から平成26年度までにおいて、以下の行為類型について排除措置命令等を行った件数は、以下のとおり。

私的独占 2件

不公正な取引方法 28件（うち優越的地位の濫用 16件）

事件一覧については、別紙のとおり。

以上

諸外国における「合意により事件を解決する措置」(EU、中国、韓国)

	措置の内容	効果
E U	事業者が、欧州委員会が指摘する競争上の懸念を払拭する措置を申し出た場合に、欧州委員会が措置の履行を義務付ける旨の決定をする	・調査は終結する ・違反行為の存否につき判断しない(制裁金も課さない)
中 国	事業者が、具体的措置を採り、違反被疑行為の効果を排除し、確認した場合に、当局は調査の中止を決定できる	・事業者が措置を履行した場合、当局は調査の終結を決定できる
韓 国	事業者が、消費者被害の救済と競争秩序の回復等に適合する是正案を申し出た場合に、公正取引委員会が議決する	・調査は中断(事実上終結)する ・行為が違法であることを意味しない

過去10年間の私的独占，不正な取引方法（優越的地位の濫用を含む）の事件一覧

○平成17年度

事件 番号	件 名	内 容	課徴金の額 (円)	違反類型	勧告年月日 (審決年月日)
17(勸) 9	㈱フジに対する件	① 自社の店舗の新規オープン及び改装オープンに際し，自社の販売業務のための商品の陳列，補充等の作業を行わせるために，食料品，衣料品，日用雑貨品等の納入業者に対し，その従業員等を派遣させている。 ② 衣料品等の納入業者に対し，買取りを条件として納入された商品について，その在庫商品を値引販売した際に，納入業者が負うべき責任がないにもかかわらず，支払うべき代金の額から当該値引販売に伴う利益の減少に 対処するために必要な額を値引きさせている。	(課徴金対象外)	優越的地位の濫用	17. 4. 15 (17. 5. 12)
17(勸) 20	㈱三井住友銀行に対する件	自行と融資取引関係にある事業者であって，その取引上の地位が自行に対して劣っているものに対して，融資に係る手続を進める過程において，金利スワップの購入を提案し，金利スワップを購入することが融資を行うことの条件である旨又は金利スワップを購入しなければ融資に関して不利な取扱いをする旨を明示又は示唆することにより金利スワップの購入を要請し，金利スワップの購入を余儀なくさせている。	(課徴金対象外)	優越的地位の濫用	17. 12. 2 (17. 12. 26)

○平成18年度

事件 番号	件 名	内 容	課徴金の額 (円)	違反類型	排除措置命 令年月日

18(措) 3	南濱口石油に 対する件	田辺地区における販売量が多い他の有力な石油製品小売業者を排除する意図をもって ① 南紀田辺店において、普通揮発油を、平成17年8月25日から平成18年1月31日までの期間内に、仕入 価格(運送費を含む。以下同じ。)に南紀田辺店の人件費等の販売経費(普通揮発油の販売に係る経費をいう。以 下同じ。)を加えた価格を下回る価格で106日間、また、そのうち仕入価格を下回る価格で80日間 ② 白浜空港線店において、普通揮発油を、平成17年11月29日から平成18年1月31日までの期間内に、 仕入価格に白浜空港線店の人件費等の販売経費を加えた価格を下回る価格で43日間、また、そのうち仕入価格 を下回る価格で30日間 それぞれ、販売するなど、南紀田辺店及び白浜空港線店において、仕入価格又は仕入価格に当該給油所の人件費等 の販売経費を加えた価格を下回る価格で普通揮発油を継続して販売し、田辺地区に給油所を設置する他の石油製 品小売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた。	(課徴金対 象外)	その他の 不正な 取引方法	18. 5. 16
18(措) 4	日産化学工業 株)に対する件	ラウンドアップハイロード3品目の販売に関し、自ら又は取引先卸売業者を通じて、ホームセンターに対し ① 要請に応じないときは出荷を停止することを示唆して、同社が定めた希望小売価格で販売するよう要請し、こ の要請に応じないホームセンターに対し、自ら又は取引先卸売業者を通じて、出荷を停止又はその数量を制限す ること ② 新規に「ラウンドアップハイロード」の商標を付した5リットル入りボトル又は500ミリリットル入りボト ル3本パックを供給するに当たり、希望小売価格で販売することを取引の条件として提示し、これを受け入れた ホームセンターに対し当該除草剤を供給すること により、希望小売価格で販売するようにさせていた。	(課徴金対 象外)	その他の 不正な 取引方法	18. 5. 22
18(措) 8	機)パローに 対する件	納入業者に対し ① 中元商品等の販売に際し、ギフト商品等を購入させていた。 ② 自社の店舗の新規オープン等に際し、自社の業務のための商品の陳列、補充等の作業を行わせるために、その 従業員等を派遣させていた。 ③ 自社の店舗の新規オープン等に際し、事前に算出根拠、目的等について明確に説明することなく、金銭的負担 を提供させている。一定期間継続して販売する商品に係る当該店舗への初回納入分を無償で提供させている。8 月及び12月に売上げの増大が見込まれることを理由として、毎年8月及び12月における各納入業者との取引 額の1パーセントに相当する額の金銭的負担を提供させている。	(課徴金対 象外)	優越的地 位の濫用	18. 10. 13

		④ 他社の店舗の営業等を譲り受け、当該店舗を自社の店舗として新規オープンするに際し、在庫となる商品を処分するため、当該商品を購入させていた。			
19(措) 6	(株)ニシムタに 対する件	納入業者に対し ① 商品回転率が低い在庫商品のうち、自社が割引販売を行わないこととしたものについて、当該商品の全部又は一部を返品し、また、自社が割引販売を行うこととしたものについて、割引販売に伴う利益の減少に対処するため必要とする額を当該商品の納入価格から値引きさせている。 ② 自社の店舗の改装等に際し、当該店舗の在庫商品を処分するために割引販売を行った商品について、当該商品の割引額の半額を当該商品の納入価格から値引きさせ、また、割引販売後に売れ残った商品について、全部又は一部を返品している。 ③ 自社の店舗の改装等に際し、その従業員等を自社の業務のための商品の陳列、補充等の作業を行わせるために派遣させている。	(課徴金対 象外)	優越的地 位の濫用	19. 3. 27

○平成19年度

事件 番号	件 名	内 容	課徴金の額 (円)	違反類型	排除措置命 令年月日
19(措) 12	都タクシー(株) ほか 19 社に 対する件	低額なタクシー運賃等を適用しているタクシー事業者が共通乗車券事業に係る契約を締結することができないようにすることを目的として、新潟市に所在するタクシー事業者 21 社（平成 19 年 3 月 8 日以降は 20 社）が、(株)新潟ハイタク共通乗車券センターを解散させるとともに、新たに共通乗車券事業者 3 社を設立し、当該 3 社と低額なタクシー運賃等を適用していたタクシー事業者 3 社との間で共通乗車券事業に係る契約を締結することを認めないようにすることとし、これに基づき、共同して、(株)新潟ハイタク共通乗車券センター及び共通乗車券事業者 3 社に、低額なタクシー運賃等を適用していた 3 社に対し、新潟交通圏における共通乗車券事業に係る契約を拒絶させている。	(課徴金対 象外)	その他の 不正な 取引方法	19. 6. 25
19(措) 16	(株)シンエネコ ーポレーション に對する件	栃木県小山市において運営する 3 給油所のいずれかにおける普通揮発油の販売価格が小山市に所在する給油所の販売価格の中で最も低い価格となるよう当該 3 給油所における販売価格を設定し、それぞれの給油所の店頭に掲示して一般消費者に周知しているところ、当該 3 給油所において、いずれも平成 19 年 6 月 28 日から同年 8 月 31 日までの 37 日間、それぞれその仕入価格（運送費含む。）を最大で 10 円以上下回る価格で販売し、小山市におけ	(課徴金対 象外)	その他の 不正な 取引方法	19. 11. 27

		る石油製品小売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた。		
19(措) 17	㈱東日本宇佐 美に対する件	栃木県小山市において運営する 3 給油所のいずれかにおける普通揮発油の販売価格が小山市における販売価格のうち最も低い価格よりも 1 円程度高い価格となるよう当該 3 給油所における販売価格を設定し、それぞれの給油所の店頭に掲示して一般消費者に周知しているところ、当該 3 給油所のうち 2 給油所においていづれも平成 19 年 6 月 28 日から同年 8 月 3 日までの 37 日間、1 給油所において同年 6 月 28 日から同年 8 月 2 日までの 36 日間、それぞれその仕入価格を最大で 10 円以上下回る価格で販売し、小山市における石油製品小売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた	(課徴金対 象外)	その他の 不正な 取引方法 19. 11. 27

○平成 20 年度

事件 番号	件 名	内 容	課徴金の額 (円)	違反類型	排除措置命 令年月日
20(措) 11	㈱マルキョウ に対する件	納入業者に対し ① メーカー等が定めた賞味期限とは別に、独自の販売期限を定め、当該販売期限を経過した商品について、当該販売期限を経過したことを理由として返品している。 ② 商品回転率が低いこと等を理由として、商品の返品又は割引販売を行うこととし、返品することとした商品について当該商品を返品し、又は割引販売を行うこととした商品について当該商品の納入価格から値引きをさせていた。 ③ 「大判」と称するセール等の際し、その従業員等を自社の業務のための商品の陳列、補充等の作業を行わせるために派遣させていた。	(課徴金対 象外)	優越的地 位の濫用	20. 5. 23
20(措) 14	ハマナカ㈱に 対する件	① ハマナカ毛糸について、値引き限度価格を定め、小売業者に対し、値引き限度価格以上の価格で販売するよう要請するとともに、卸売業者をして、当該卸売業者がハマナカ毛糸を販売している小売業者に対し、値引き限度価格以上の価格で販売するよう要請させ、小売業者が当該要請に応じない場合には、当該小売業者又は当該小売業者の取引先卸売業者に対するハマナカ毛糸の出荷を停止するなどしている。 ② インターネットを利用した方法によりハマナカ毛糸を販売する場合においても、値引き限度価格以上の価格で販売させるとし、小売業者に対し、値引き限度価格以上の価格で販売するよう要請するとともに、卸売業者をして、当該卸売業者がハマナカ毛糸を販売している小売業者に対し、値引き限度価格以上の価格で販売する	(課徴金対 象外)	その他の 不正な 取引方法	20. 6. 23

		よう要請させている。		(課徴金対 象外)	優越的地 位の濫用	20. 6. 23
20 (措) 15	㈱エコスに対 する件	納入業者に対し ① 店舗の閉店に際して割引販売をすることとした商品及び店舗の開店に際して最初に陳列する商品について、当該割引販売前の販売価格に 100 分の 50 を乗じるなどの方法により算出した額をその納入価格から値引きさせていた。 ② 店舗の開店及び閉店に際し、その従業員等を自社の業務のための商品の陳列、補充等の作業を行わせるために派遣させていた。 ③ 店舗の開店に際し、事前に算出根拠、目的等について明確に説明することなく、「即引き」と称して、閉店に当たって納入させる特定の商品について、その納入価格を通常の納入価格より低い価格とすることにより、通常の納入価格との差額に相当する経済上の利益を提供させていた。 ④ 店舗の開店に際し、事前に算出根拠、目的等について明確に説明することなく、「協賛金」と称して、金銭の負担をさせていた。				
20 (措) 16	㈱ヤマダ電機 に対する件	納入業者に対し ① 店舗の新規オープン及び改装オープンに際し、当該納入業者の納入に係る商品であるか否かを問わず当該店舗における商品の陳列、商品の補充、接客等の作業を行わせるために、その従業員等を派遣させている。 ② 当該納入業者から購入した商品のうち、店舗における展示のために使用したものと及び顧客から返品されたものを「展示処分品」と称して販売するために必要な設定の初期化等の作業のために、その従業員等を派遣させていた。		(課徴金対 象外)	優越的地 位の濫用	20. 6. 30
21 (措) 2	(株)日本音楽著 作権協会に対 する件	音楽著作物の著作権に係る著作権等管理事業を営むに当たり、放送事業者から包括徴収の方法により徴収する放送等使用料の算定において、放送等利用割合が当該放送等使用料に反映されないような方法を採用していることにより、他の管理事業者の事業活動を排除している。		(課徴金対 象外)	私的独占	21. 2. 27
21 (措) 3	㈱大和に対す る件	① 「全従業員訪問販売」等の販売企画を実施するに際し、納入業者及び納入業者の従業員に対し当該販売企画の販売対象となる商品を購入させていた。		(課徴金対 象外)	優越的地 位の濫用	21. 3. 5

		② 納入業者に対し絵画の展示会で販売する絵画を購入させた。 ③ 「全従業員訪問販売」等の販売企画を実施するに際し、大和に派遣されている納入業者従業員に、当該大和に派遣されている納入業者従業員を派遣する納入業者が大和に納入する商品以外の商品の販売業務を行わせていた。 ④ 大規模なセールを実施するに際し、大和に派遣されている納入業者従業員に、当該セールを告知するダイレクトメールを配布する作業を行わせていた。		
--	--	---	--	--

※ 21(措)2については、審判係属中

○平成21年度

事件番号	件名	内 容	課徴金の額 (円)	違反類型	排除措置命 令年月日
21(措) 7	榎島忠に対する件	納入業者に対し (1) 店舗の閉店又は改装に際し、当該店舗の商品のうち、当該店舗及び他の店舗において販売しないこととした商品を返品している。 (2) 家具商品部で取り扱う商品のうち、定番商品から外れたこと又は店舗を閉店するに当たり当該店舗において売れ残ることが見込まれることを理由として割引販売を行うこととした商品について、当該割引販売に伴う自社の利益の減少に対処するために必要な額を当該商品の納入価格から値引きをさせている。 (3) 店舗の開店、改装又は閉店に際し、その従業員等を、納入業者の商品以外の商品を含む商品の搬入等の作業及び当該店舗における商品の陳列等の作業を行わせるために派遣させている。	(課徴金対象外)	優越的地位の濫用	21. 6. 19
21(措) 8	榎セブーン・イレブン・ジャパンに対する件	セブーン・イレブン・ジャパンのフランチャイズ・チェーンの加盟者が経営するコンビニエンスストアで廃棄された商品の原価相当額の全額が加盟者の負担となる仕組みの下で、推奨商品のうちデイリー商品に係る見切り販売を行うとし、又は行っている加盟者に対し、見切り販売の取りやめを余儀なくさせ、もって、加盟者が自らの合理的な経営判断に基づいて廃棄に係るデイリー商品の原価相当額の負担を軽減する機会を失わせている。	(課徴金対象外)	優越的地位の濫用	21. 6. 22
21(措) 22	クアルコム・インコーポレ	クアルコム等が保有し又は保有することとなるCDMA携帯無線通信に係る知的財産権について、国内端末等製造販売業者に対してその実施権等を一括して許諾する契約を締結するに当たり、国内端末等製造販売業者等が	(課徴金対象外)	その他の不正な	21. 9. 28

	イテッドに対する件	保有し又は保有することとなる知的財産権について実施権等を無償で許諾することを余儀なくさせ、かつ、国内端末等製造販売業者等がその保有し又は保有することとなる知的財産権に基づく権利主張を行わない旨を約することとを余儀なくさせている。	取引方法	
21(措) 24	大分大山町農業協同組合に対する件	双方出荷登録者に対し (1) 他の事業者が運営する「元氣の駅」と称する農産物直売所に直売用農産物を出荷しないようにさせている。 (2) その手段として、双方出荷登録者に対し、元氣の駅に直売用農産物を出荷した場合には自らが運営する「木の花ガルテン」と称する農産物直売所への直売用農産物の出荷を取りやめよう申し入れることを内容とする基本方針に基づき双方出荷登録者に対して元氣の駅に直売用農産物を出荷した場合には木の花ガルテンへの直売用農産物の出荷を取りやめよう申し入れるとともに、木の花ガルテンの出荷登録者に対して当該基本方針を周知すること等により、木の花ガルテンの出荷登録者に対し、元氣の駅に直売用農産物を出荷しないようにさせている。	(課徴金対象外) その他の不正な取引方法	21.12.10

※ 21(措) 22については、審判係属中

○平成22年度

事件番号	件名	内 容	課徴金の額 (円)	違反類型	排除措置命令 今年月日
22(措) 17	ロイヤルホームセンター(株)に対する件	納入業者に対し ① 遅くとも平成18年11月23日以降、店舗の閉店又は全面改装に伴い自社の店舗で販売しないこととした商品及び棚替え又は商品改廃に伴い定番商品から外れた商品を返品していた。 ② 遅くとも平成18年11月23日以降、店舗の開店若しくは閉店、全面改装又は棚替えに際し、当該納入業者以外の者が納入した商品を含む当該店舗の商品について、売場への搬入、陳列、撤去、売場からの搬出等の作業を行わせるため、その従業員等を派遣させていた。	(課徴金対象外)	優越的地位の濫用	22.7.30
22(措) 20	ジョンソン・エンド・ジョンソン(株)に対する件	① 取引先小売業者との取引に当たり、ワンデーアキュビュー90 枚パックの販売及びワンデーアキュビュー90 枚パックの販売に関し、それぞれ、当該製品の販売開始以降、当該取引先小売業者にに対し、広告において販売価格の表示を行わないようにさせていた。	(課徴金対象外)	その他の不正な取引方法	22.12.1

	する件	② DD プランと称する販売促進策の対象事業者としてジョンソン・エンド・ジョンソン(株)が選定した取引先小売業者との取引に当たり、ワンデーアキュビューモイスト 30 枚パックの販売に関し、遅くとも平成 21 年 12 月以降、当該取引先小売業者に對し、ダイレクトメールを除く広告において販売価格の表示を行わないようにさせていた。		
--	-----	--	--	--

○平成 23 年度

事件 番号	件 名	内 容	課徴金の額 (円)	違反類型	排除措置命 令年月日
23 (措) 4	㈱デイー・エ ス・エーに對 する件	特定ソーシャルゲーム提供事業者に對し、GREE (グリー(株)の運営する携帯電話向けソーシャルネットワーク ングサービスをいう。)を通じてソーシャルゲームを提供しないようにさせていた。	(課徴金對 象外)	その他の 不正な 取引方法	23. 6. 9
23 (措) 5	㈱山陽マルナ カに對する件	取引上の地位が自社に對して劣っている納入業者 (以下「特定納入業者」という。)に對して、次の行為を行っ ていた。 ① 新規開店等に際し、これらを実施する店舗に商品を納入する特定納入業者に對し、当該特定納入業者が納入す る商品以外の商品を含む当該店舗の商品について、商品の移動等の作業を行わせるため、その従業員等を派遣さ せていた。 ② 新規開店等に際し、特定納入業者の納入する商品の販売促進効果等の利益がないなどにもかかわらず、金銭を 提供させていた。 ③ 自社の食品課が取り扱っている商品 (以下「食品課商品」という。)のうち、自社が独自に定めた販売期限を 経過したものについて、当該食品課商品を納入した特定納入業者に對し、当該特定納入業者の責めに帰すべき事 由がないなどにもかかわらず、返品していた。 ④ 食品課商品又は自社の日配品課が取り扱っている商品のうち、全面改裝に伴う在庫整理等を理由として割引 販売を行うこととしたものについて、これらの商品を納入した特定納入業者に對し、当該特定納入業者の責めに 帰すべき事由がないにもかかわらず、当該割引販売において割引した額に相当する額等を、当該特定納入業者に 支払うべき代金の額から減じていた。 ⑤ クリスマス関連商品の販売に際し、仕入担当者から、懇親会において申込用紙を配付し最低購入数量を示した	2 億 2216 万	優越的地 位の濫用	23. 6. 22

		上でその場で注文するよう指示するなどの方法により、クリスマス関連商品を購入させていた。			
23 (措) 13	日本トイザら ス㈱に対する 件	取引上の地位が自社に対して劣っていた特定の納入業者（以下「特定納入業者」という。）に対して、次の行為を行っていた。 ① 売上不振商品等（売行きが悪く在庫となった商品、販売期間中に売れ残ったことにより在庫となった季節品等をいう。以下同じ。）を納入した特定納入業者に対し、当該売上不振商品等について当該特定納入業者の責めに帰すべき事由がないなどにもかかわらず、当該売上不振商品等を返品していた。 ② 自社が割引販売を行うこととした売上不振商品等を納入した特定納入業者に対し、当該売上不振商品等について当該特定納入業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、当該割引販売における自社の割引予定額に相当する額の一部又は全部を、当該特定納入業者に支払うべき代金の額から減じていた。	3 億 6908 万 (審決によ り 2 億 2218 万 円 に 減 額)	優越的地 位の濫用	23. 12. 13
24 (措) 6	㈱エディオン に対する件	取引上の地位が自社に対して劣っている者（以下「特定納入業者」という。）に対し、搬出若しくは搬入又は店作りであって当該特定納入業者の従業員等が有する販売に関する技術又は能力を要しないものを行わせるため、あらかじめ当該特定納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該特定納入業者の従業員等を派遣させていた。	40 億 4796 万	優越的地 位の濫用	24. 2. 16
24 (措) 7	アディダスジ ャパン㈱に対 する件	イージートーンの販売に関し、遅くとも平成 22 年 3 月下旬以降、自ら又は取引先卸売業者を通じて、小売業者に ① イージートーンのうち平成 22 年 10 月以前に発売したモデルを、アディダスジャパンの定めた値引き限度価格以上の価格で ② イージートーンのうち平成 22 年 11 月以降に発売したモデルを、アディダスジャパンの定めた本体価格ごお り の価格で それぞれ販売するようにならせた。	(課徴金対 象外)	その他の 不正な 取引方法	24. 3. 2

※ 23 (措) 5, 24 (措) 6 については、審判係属中

○平成 24 年度

なし

○平成25年度

事件 番号	件 名	内 容	課徴金の額 (円)	違反類型	排除措置命 令年月日
25 (措) 9	㈱ラルズに対 する件	取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者（以下「特定納入業者」という。）に対して、次の行為を行っていた。 ① 新規開店等の際し、特定納入業者に対し、これらを実施する店舗において、当該特定納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の陳列等の作業を行わせるため、派遣のために通常必要な費用のほとんど全てを負担せずに、当該特定納入業者の従業員等を派遣させていた。 ② 新規開店等の際に実施するオープンセール又は「創業祭」と称するセールに際し、特定納入業者に対し、当該セールの「協賛金」の名目で、あらかじめ算出根拠、使途等について明確に説明することなく、当該特定納入業者が得る販売促進効果等の利益を勘案せずに、一方的に算出した額等の金銭を提供させていた。 ③ 「紳土服特別販売会」と称するセールにおけるスーツ等の販売に際し、仕入担当者から、特定納入業者に対し、特定納入業者ごとに購入すべき数量を示して購入を要請する又は購入していない特定納入業者等に対しては重ねて購入を要請することなどにより、スーツ等を購入させていた。	12 億 8713 万	優越的地 位の濫用	25.7.3

※ 25 (措) 9 については、審判係属中

○平成26年度

事件 番号	件 名	内 容	課徴金の額 (円)	違反類型	排除措置命 令年月日

26 (措) 10	ダイレックス (株)に対する件	取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者（以下「特定納入業者」という。）に対して、次の行為を行っていた。 ① 新規開店等の際し、特定納入業者に対し、これらを実施する店舗において、当該特定納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の移動等の作業を開店前に行わせるため、あらかじめ当該特定納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該特定納入業者の従業員等を派遣させていた。 ② i) 閉店の際に実施するセールの際し、特定納入業者に対し、当該セールの「協賛金」等の名目で、あらかじめ算出根拠、使途等について明確に説明することなく、当該特定納入業者が販売促進効果を得ることができないにもかかわらず、当該特定納入業者が納入した商品であって、ダイレックスが定めた割引率で販売した商品の割引額に相当する額の一部又は全部の金銭を提供させていた。 ii) 平成 23 年 5 月 4 日に発生したダイレックス㈱店舗の火災に際し、当該火災により滅失又は毀損した商品（以下「火災滅失毀損商品」という。）を納入した特定納入業者に対し、火災滅失毀損商品を販売できないことによるダイレックス㈱の損失を補填するため、火災滅失毀損商品の納入価格に相当する額の一部又は全部の金銭を提供させていた。	12 億 7416 万	優越的地位の濫用	26. 6. 5
27 (措) 2	福井県経済農業協同組合連合会に対する件	穀物乾燥・調製・貯蔵施設工事について、受注予定者を指定するとともに、受注予定者が受注できるように、入札参加者に入札すべき価格を指示し、当該価格で入札させることによって、これらの事業者の事業活動を支配していた。	—	私的独占	27. 1. 16
27 (措) 4	岡山県北生コンクリート協同組合に対する件	取引先が生コンを非組合員から購入した場合には当該取引先との以後の取引条件を現金による定価販売とする旨を決定し、取引先に対してその旨を告知することにより、取引先に非組合員から生コンを購入しないようにさせている。	(課徴金対象外)	その他の不正な取引方法	27. 2. 27

※ 26 (措) 10 については、審判係属中

(注) 平成 18 年 1 月 4 日から支配型私的独占が、また平成 22 年 1 月 1 日から排除型私的独占、優越的地位の濫用等が課徴金の対象となった。

環太平洋パートナーシップ協定 関係国内法

外務省

環太平洋パートナーシップ協定 関係国内法
第1章（冒頭の規定及び一般的定義）

条番号	条の内容	関係国内法
第1章 冒頭の規定及び一般的定義		
第A節	冒頭の規定	
第1・1条	自由貿易地域の設定	—
第1・2条	他の協定との関係	—
第B節	一般的定義	
第1・3条	一般的定義	—
附属書1—A	締約国別の定義	—

環太平洋パートナーシップ協定 関係国内法
第2章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）

条番号	条の内容	関係国内法
第2章 内国民待遇及び 物品の市場ア クセス		
第A節	定義及び適用範囲	
第2・1条	定義	—
第2・2条	適用範囲	—
第B節	内国民待遇及び物品の市場アクセス	
第2・3条	内国民待遇	—
第2・4条	関税の撤廃	関税法第3条ただし書き 外務省設置法第4条第2号
第2・5条	関税の免除	—
第2・6条	修理及び変更の後に再輸入される産品	関税法第17条第1項第1号、同4号 関税暫定措置法を改正予定
第2・7条	著しく価額の低い商品見本及び印刷された広告用資料の免 税輸入	関税法第14条第6号及び第18号
第2・8条	産品の一時輸入	関税法第14条第7号、同17条第1項本文、同2号、 同3号、同7号、同7号の2、同9号、同11号、同17条 第2項、同4項、同17条第5項において準用する同13条 第7項ただし書き

第2・9条	臨時の討議	関税法第67条
第2・10条	輸入及び輸出の制限	外務省設置法第4条第2号
第2・11条	再製造品	—
第2・12条	輸入許可手続	—
第2・13条	輸出許可手続の透明性	外務省設置法第4条第2号
第2・14条	行政上の手数料及び手続	外務省設置法第4条第2号
第2・15条	輸出税、租税その他の課徴金	—
第2・16条	公表	—
第2・17条	情報技術製品の貿易	—
第2・18条	物品の貿易に関する小委員会	—
第C節	農業	—
第2・19条	定義	—
第2・20条	適用範囲	—
第2・21条	輸出信用、輸出信用保証又は輸出信用保険	—
第2・22条	定義	—
第2・23条	農産品を輸出する国家貿易企業	—
第2・24条	輸出制限(食糧安全保障)	外国為替及び外国貿易法第48条第3項 外務省設置法第4条第2号 農林水産省設置法第4条第11号、12号
第2・25条	農業貿易に関する小委員会	外務省設置法第4条第2号 農林水産省設置法第4条第11号、12号
第2・26条	農業セーフガード	関税法第3条ただし書き

		関税暫定措置法を改正予定
第2・27条	現代のバイオテクノロジーによる生産品の貿易	食品衛生法第11条、第54条第1項 食品安全基本法第23条第3項 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（飼料安全法）第3条、第4条、第23条、第24条 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）第4条、第8条、第10条 外務省設置法第4条第2号 厚生労働省設置法第4条第1項第109号 農林水産省設置法第4条第11号、12号
第D節	関税割当ての運用	
第2・28条	適用範囲	—
第2・29条	運用及び資格	外務省設置法第4条第2号 農林水産省設置法第4条第11号、12号
第2・30条	配分	—
第2・31条	割当ての返納及び再配分	—
第2・32条	透明性	外務省設置法第4条第2号等 農林水産省設置法第4条第11号、12号

環太平洋パートナーシップ協定 関係国内法

第2章附属書2-D付録D-1 (自動車貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の付録)

条番号	条の内容	関係国内法
附属書2-D 付録D-1		
第1条	総則	—
第2条	透明性	国土交通省設置法第4条第80号、第14条 経済産業省設置法第4条第44号、第6条、第7条 環境省設置法第4条第9号 環境基本法第41条 行政機関が行う政策の評価に関する法律第5条第2項 第5号、第6条第2項第6号、同第3項
第3条	基準	国土交通省設置法第4条第80号、同第125号 経産省設置法第4条第44号、同第58号 道路運送車両法第40条、第41条、第42条、第54条、第59条、第60条、第75条の4第1項 高圧ガス保安法第22条、第44条 火薬類取締法第2条第1項第三号、第24条第1項 産業競争力強化法第8条 独立行政法人交通安全環境研究所法第12条
第4条	PHP・財政上の奨励措置	国土交通省設置法第4条第80号 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第80条
第5条	ゾーニング (土地の用途に係る規制)	建築基準法第48条

第6条	特別な経過的セーフガード措置	関税暫定措置法第7条の7第3項、同第4項、同第5項 関税暫定措置法第7条の7を改正予定
第7条	特別な加速された紛争解決手続	外務省設置法第4条第2号、同第5号 公文書管理法第10条 関税暫定措置法を改正予定
第8条	新規の非関税措置に関する協議プロセス	外務省設置法第4条第2号、同第5号 行政手続法第42条
第9条	自動車に関する二国間委員会	総務省設置法第4条第95号 外務省設置法第4条第2号 財務省設置法第4条第65号 経済産業省設置法第4条第58号 国土交通省設置法第4条第125号 環境省設置法第4条第23号 独占禁止法第27条の2第5号

環太平洋パートナーシップ協定 関係国内法
第2章附属書2-D付録D-2（自動車の貿易に関する日本国とカナダとの間の付録）

条番号	条の内容	関係国内法
附属書2-D 付録D-2		
第1条	総則	—
第2条	非関税措置に関する他の締約国よりも不利でない待遇の付与	—
第3条	特別な経過的セーフガード措置	関税暫定措置法第7条の7第3項、同第4項、同第5項 関税暫定措置法第7条の7を改正予定
第4条	特別な加速された紛争解決手続	外務省設置法第4条第2号、第5号 公文書管理法第10条 関税暫定措置法を改正予定
第5条	自動車に関する二国間委員会	総務省設置法第4条第95号 外務省設置法第4条第2号 財務省設置法第4条第65号 経済産業省設置法第4条第58号 国土交通省設置法第4条第125号 環境省設置法第4条第23号

環太平洋パートナーシップ協定 関係国内法
第3章 (原産地規則及び原産地手続)

条 番 号	条 の 内 容	関 係 国 内 法
第3章 原産地規則及び原産地 手続		
第A節	原産地規則	
第3・1条	定義	関税法第3条ただし書
第3・2条	原産品	関税法第3条ただし書
第3・3条	完全に得られ、又は生産される産品	関税法第3条ただし書
第3・4条	再製造品の生産に使用される回収された材料の取扱い	関税法第3条ただし書
第3・5条	域内原産割合	関税法第3条ただし書
第3・6条	生産に使用される材料	関税法第3条ただし書
第3・7条	生産に使用される材料の価額	関税法第3条ただし書
第3・8条	材料の価額に対する更なる調整	関税法第3条ただし書
第3・9条	純費用	関税法第3条ただし書
第3・10条	累積	関税法第3条ただし書
第3・11条	僅少の非原産材料	関税法第3条ただし書
第3・12条	代替性のある産品又は材料	関税法第3条ただし書
第3・13条	附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料	関税法第3条ただし書
第3・14条	小売用の包装材料及び包装容器	関税法第3条ただし書
第3・15条	輸送用のこん包材料及びこん包容器	関税法第3条ただし書
第3・16条	間接材料	関税法第3条ただし書

第3・17条	産品のセット	関税法第3条ただし書
第3・18条	通過及び積替え	—
第B節	原産地手続	—
第3・19条	原産地手続の適用	—
第3・20条	特恵待遇の要求	関税法第7条、第67条、第68条
第3・21条	原産地証明書の根拠	EPA 申告原産品法第1条及び第2条等を改正予定
第3・22条	表現の相違	EPA 申告原産品法第1条及び第2条等を改正予定
第3・23条	原産地証明書の免除	EPA 申告原産品法第2条第3号を改正予定
第3・24条	輸入に関する義務	—
第3・25条	輸出に関する義務	関税法第7条、第7条の14、第9条第2項第4号、第9条第3項、第12条の2、第67条、第68条
第3・26条	記録の保管に関する義務	EPA 申告原産品法第5条、第9条 同法を改正予定
第3・27条	原産品であることの確認	関税法第94条第1項及び第3項 EPA 申告原産品法第2条第3号、第4条を改正予定
第3・28条	関税上の特恵待遇の要求についての決定	関税法第73条第1項、 関税暫定措置法第12条の2第1項、同第2項、同第3項、同第5項、同第6項 EPA 申告原産品法第6条 同法を改正予定 外務省設置法第4条第2項 経済産業省設置法第4条第15号 農林水産省設置法第4条第11号
第3・29条	輸入後の還付及び関税上の特恵待遇の要求	関税法第3条ただし書、第7条、第67条、第68条
第3・30条	罰則	関税暫定措置法第12条の2第5項、同第6項 関税暫定措置法を改正予定
第3・31条	秘密の取扱い	関税法第110条、第111条、第114条の2、第115条の2
第C節	その他の事項	EPA 申告原産品法第9条、第10条 国家公務員法第100条等

第3・32条	原産地規則及び原産地手続 に関する小委員会	外務省設置法第4条第2項等
附属書3－A	その他の制度	－
附属書3－B	必要的記載事項	EPA 申告原産品法第2条第3号
附属書3－C	第三・十一条(僅少の非原産 材料)の規定の例外	関税法第3条ただし書
附属書3－D	品目別原産地規則	関税法第3条ただし書

環太平洋パートナーシップ協定 関係国内法
第4章（繊維及び繊維製品）

条番号	条の内容	関 係 国 内 法
第4章 繊維及び繊維 製品		
第4・1条	定義	関税法第3条ただし書
第4・2条	原産地規則及び関連事項	関税法第3条ただし書
第4・3条	緊急措置	関税法第3条ただし書 関税暫定措置法第7条の7を改正予定
第4・4条	協力	EPA 申告原産品法第7条、第11条から第13条まで 同法を改正予定 関税法第3条ただし書、第108条の2、第108条の4、第110条等、第11章 関税暫定措置法第12条の4第1項第2号、同第2項 財務省設置法第4条65号
第4・5条	監視	EPA 申告原産品法第7条 同法を改正予定 関税法第11章、第108条の2

第4・6条	確認	関税暫定措置法第12条の4第1項、同第3項、第6項、第7項 同法を改正予定 EPA申告原産品法を改正予定 財務省設置法第4条65号 関税法第108条の2 国家公務員法第100条
第4・7条	決定	関税暫定措置法第12条の4第6項
第4・8条	繊維及び繊維製品の貿易に係る事項に関する小委員会	外務省設置法第4条2項等
第4・9条	秘密の取扱い	EPA申告原産品法を改正予定 国家公務員法第100条 関税法第108条の2

環太平洋パートナーシップ協定 関係国内法
第5章 (税関当局及び貿易円滑化)

条 番 号	条 の 内 容	関 係 国 内 法
第5章 税関当局及び 貿易円滑化		
第5・1条	税関手続及び貿易円滑化	—
第5・2条	税関協力	財務省設置法第4条第65号 外務省設置法第4条第2号、第3号 関税法第108条の2
第5・3条	事前教示	関税法第7条第3項
第5・4条	助言又は情報の要請に対する 回答	—
第5・5条	審査及び上訴	関税法第89条から第93条まで 行政不服審査法第41条、第48条 行政事件訴訟法第7条 民事訴訟法第253条
第5・6条	自動化	電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律
第5・7条	急送貨物	関税法第67条の2第2項第1号、第68条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律 関税定率法第14条第18号
第5・8条	罰則	関税法第10章、第12条の2第4項、第12条の3第4項、同第5項、第12

第5・9条		条の4、第14条の2、第138条 刑法第8条、第42条 国家公務員法第96条、第103条 刑事訴訟法第253条、第250条 —
第5・10条	危険度に応じた管理手法	関税法第9条の6、第67条の2第2項第1号、第73条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第9条
第5・11条	物品の引取り 公表	日本国憲法第7条第1号 行政手続法第39条第1項
第5・12条	秘密の取扱い	関税法108条の2 国家公務員法第100条

環太平洋パートナーシップ協定 関係国内法
第6章（貿易上の救済）

条番号	条の内容	関係国内法
第6章 貿易上の救済		
第A節	セーフガード措置	
第6・1条	定義	—
第6・2条	世界向けのセーフガード	外務省設置法第4条第2号
第6・3条	経過的セーフガード措置の実施	関税暫定措置法第7条の7第1項を改正予定
第6・4条	経過的セーフガード措置の基準	関税暫定措置法第7条の7第1項、同2項
第6・5条	調査手続及び透明性の要件	関税暫定措置法第7条の7第6項
第6・6条	通報及び協議	外務省設置法第4条第2号
第6・7条	補償	関税暫定措置法第7条の7第3項、同5項 同4項を改正予定 外務省設置法第4条第2号
第B節	ダンピング防止税及び相殺関税	
第6・8条	ダンピング防止税及び相殺関税	—
附属書6－A	ダンピング防止税及び相殺関税の手続に関する慣行	外務省設置法第4条第2号 公文書等の管理に関する法律第6条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条

環太平洋パートナーシップ協定 関係国内法
第7章（衛生植物検疫措置）

条番号	条の内容	関係国内法
第7章		
第7・1条	定義	—
第7・2条	目的	—
第7・3条	適用範囲	—
第7・4条	一般規定	—
第7・5条	衛生植物検疫措置に関する小委員会	—
第7・6条	権限のある当局及び連絡部局	外務省設置法第4条第2号 農林水産省設置法第4条第14号、第20号 厚生労働省設置法第4条第109号 食品安全基本法第23条第2号、第3号
第7・7条	有害動植物又は病気の無発生地域及び低発生地域その他の地域的な状況に対応した調整	外務省設置法第4条第2号 厚生労働省設置法第4条第19号、第38号、第39号、第109号 農林水産省設置法第4条第11号、第12号、第14号、第20号 食品衛生法第8条、第27条 家畜伝染病予防法第36条、第37条 植物防疫法第6条、第7条
第7・8条	措置の同等	食品衛生法第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第13条 家畜伝染病予防法第36条、第37条

		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第56条の2 植物防疫法第6条、第7条 外務省設置法第4条第2号 農林水産省設置法第4条第11号、第14号、第20号 厚生労働省設置法第4条第19号、第38号、第39号、第109号 検疫法第4条
第7・9条	科学及び危険性の分析	食品衛生法第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第13条、第27条 検疫法第4条 家畜伝染病予防法第36条、第37条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第56条の2 植物防疫法第6条、第7条 食品安全基本法第11条 農林水産省設置法第4条第11号、第12号、第14号、第20号 厚生労働省設置法第4条第19号、第38号、第39号、第109号 外務省設置法第4条第2号
第7・10条	監査	外務省設置法第4条第2号 農林水産省設置法第4条第11号、第12号、第14号、第20号 厚生労働省設置法第4条第19号、第38号、第39号、第109号 食品衛生法第27条 検疫法第4条 家畜伝染病予防法第36条、第37条 植物防疫法第6条、第7条 食品安全基本法第11条

		国家公務員法第 100 条
第 7 ・ 1 1 条	輸入検査	検疫法第 4 条 家畜伝染病予防法第 36 条、第 37 条、第 40 条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 56 条の 2 植物防疫法第 6 条、第 7 条、第 8 条 外務省設置法第 4 条第 2 号 農林水産省設置法第 4 条第 11 号、第 12 号、第 14 号、第 20 号 厚生労働省設置法第 4 条第 19 号、第 38 号、第 39 号、第 109 号 食品衛生法第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 27 条
第 7 ・ 1 2 条	証明	食品衛生法第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 13 条、第 27 条 家畜伝染病予防法第 36 条、第 37 条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 56 条の 2 植物防疫法第 6 条、第 7 条 外務省設置法第 4 条第 2 号 農林水産省設置法第 4 条第 11 号、第 12 号、第 14 号、第 20 号 厚生労働省設置法第 4 条第 19 号、第 38 号、第 39 号、第 109 号 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律
第 7 ・ 1 3 条	透明性	外務省設置法第 4 条第 2 号 農林水産省設置法第 4 条第 11 号、第 12 号 厚生労働省設置法第 4 条第 109 号 行政手続法第 39 条、第 42 条、第 43 条、第 45 条
第 7 ・ 1 4 条	緊急措置	外務省設置法第 4 条第 2 号 農林水産省設置法第 4 条第 11 号、第 12 号、第 14 号、第 20 号

		厚生労働省設置法第4条第19号、第38号、第39号、第109号 食品衛生法第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第27条 家畜伝染病予防法第36条、第37条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第56条の2 植物防疫法第6条、第7条
第7・15条	協力	外務省設置法第4条第2号 農林水産省設置法第4条第12号 厚生労働省設置法第4条第109号
第7・16条	情報の交換	外務省設置法第4条第2号 農林水産省設置法第4条第12号 厚生労働省設置法第4条第109号
第7・17条	協力的な技術的協議	外務省設置法第4条第2号、第5号 農林水産省設置法第4条第11号、第12号、第14号、第20号 厚生労働省設置法第4条第19号、第38号、第39号、第109号 国家公務員法第100条
第7・18条	紛争解決	—

環太平洋パートナーシップ協定 関係国内法
第8章 (貿易の技術的障害)

条番号	条の内容	関係国内法
第8章		
第8・1条	定義	—
第8・2条	目的	—
第8・3条	適用範囲	—
第8・4条	貿易の技術的障害に関する協定の特定 の規定の組み込み	—
第8・5条	国際規格、指針及び勧告	外務省設置法第4条第2号 経済産業省設置法第4条第26号、第32号、第36号、第43号、第44号、第58号、 農林水産省設置法第4条第5号、第11号、第12号 総務省設置法第4条第63号、第69号、第74号、第95号 厚生労働省設置法第4条第29号、第31号、第31号の2、第32号、第33号、第35 号、第36号、第45号、第109号 国土交通省設置法第4条第74号、第80号、第91号、第106号、第125号 消費者庁及び消費者委員会設置法第4条第14の2号、第15号、第17号、第24号、 第6条第2項第4号 環境省設置法第4条第22号、第23号 財務省設置法第4条第19号、第20号、第42号、第65号、第19条、第20条
第8・6条	適合性評価	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律を改正予 定

工業標準化法第41条第1項、第2項
消費生活用製品安全法第30条第1項、第2項、第45条
電気用品安全法第42条の3第1項、第2項、第53条
ガス事業法第39条の16第1項、第2項
高圧ガス保安法第58条の30、第58条の31第1項、第2項
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第63条
船舶安全法第5条、第8条、第25条の46、第25条の47、第25条の57
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の15
電波法第38条の18、第38条の31、第103条
電気通信事業法第102条、第104条、第174条等
消防法第17条の2の2、第21条の45、第21条の46、第21条の51、第21条の57
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の8、第19条の10
漁船法第29条、第46条
労働安全衛生法第38条、第46条、第52条の2、第52条の3、第53条
特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第6条、第12条、第17条、第19条、第21条第4項、第23条第5項、第26条
気象業務法第32条の3、第32条の4、第32条の8、第32条の13
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条、第4条
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第21条、第22条
遺伝子組み換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第16条、第17条
再生医療等の安全性の確保等に関する法律第35条、第39条第1項、第2項

		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条、第23条の6、第23条の7 道路運送車両法第75条、第75条の2 健康増進法第26条 外務省設置法第4条第2号 経済産業省設置法第4条第58号 農林水産省設置法第4条第11号 総務省設置法第4条第95号 厚生労働省設置法第4条第109号 国土交通省設置法第4条第125号 環境省設置法第4条第23号 財務省設置法第4条第65号
第8・7条	透明性	行政手続法第39条、第43条、第45条 工業標準化法第4条、第11条、第12条、第13条、 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第7条、第8条 外務省設置法第4条第2号 経済産業省設置法第4条第26号、第32号、第36号、第43号、第44号、第58号 農林水産省設置法第4条第5号、第11号、第12号 総務省設置法第4条第63号、第69号、第74号、第95号 厚生労働省設置法第4条第29号、第31号、第31号の2、第32号、第33号、第35号、第36号、第45号、第109号 国土交通省設置法第4条第74号、第80号、第91号、第106号、第125号 消費者庁及び消費者委員会設置法第4条第14の2号、第15号、第17号、第24号、

		第6条第2項第4号 環境省設置法第4条第22号、第23号 財務省設置法第4条第19号、第20号、第42号、第65号、第19条、第20条
第8・8条	強制規格及び適合性評価手続の遵守期間	外務省設置法第4条第2号 経済産業省設置法第4条第26号、第32号、第36号、第43号、第44号、第58号 農林水産省設置法第4条第5号、第12号 総務省設置法第4条第63号、第69号、第74号、第95号 厚生労働省設置法第4条第29号、第31号、第31号の2、第32号、第33号、第35号、第36号、第45号、第109号 国土交通省設置法第4条第74号、第80号、第91号、第106号、第125号 消費者庁及び消費者委員会設置法第4条第14の2号、第15号、第17号、第24号、第6条第2項第4号 環境省設置法第4条第22号、第23号 財務省設置法第4条第19号、第20号、第42号、第65号、第19条、第20条
第8・9条	協力及び貿易円滑化	外務省設置法第4条第2号 経済産業省設置法第4条第26号、第32号、第36号、第43号、第44号、第58号 農林水産省設置法第4条第5号、第11号 総務省設置法第4条第63号、第69号、第74号、第95号 厚生労働省設置法第4条第29号、第31号、第31号の2、第32号、第33号、第35号、第36号、第45号、第109号 国土交通省設置法第4条第74号、第80号、第91号、第106号、第125号 消費者庁及び消費者委員会設置法第4条第14の2号、第15号、第17号、第24号、第6条第2項第4号

		環境省設置法第4条第22号、第23号 財務省設置法第4条第19号、第20号、第42号、第65号、第19条、第20条
第8・10条	情報の交換及び技術的討議	外務省設置法第4条第2号 経済産業省設置法第4条第26号、第58号 農林水産省設置法第4条第5号、第11号、第12号 総務省設置法第4条第63号、第69号、第74号、第95号 厚生労働省設置法第4条第29号、第31号、第32号、第33号、第35号、第36号、第45号、第109号 国土交通省設置法第4条第74号、第80号、第91号、第106号、第125号 消費者庁及び消費者委員会設置法第4条第14の2号、第15号、第17号、第24号、第6条第2項第4号 環境省設置法第4条第22号、第23号 財務省設置法第4条第19号、第20号、第42号、第65号、第19条、第20条 国家公務員法第100条
第8・11条	貿易の技術的障害に関する小委員会	外務省設置法第4条第2号 経済産業省設置法第4条第58号 農林水産省設置法第4条第5号、第12号 総務省設置法第4条第95号 厚生労働省設置法第4条第4条第109号 国土交通省設置法第4条第125号 環境省設置法第4条第23号 財務省設置法第4条第65号
第8・12条	連絡部局	外務省設置法第4条第2号

		経済 産業省設置法第4条第58号 農林水産省設置法第4条第12号 総務省設置法第4条第95号 厚生労働省設置法第4条第109号 国土交通省設置法第4条第125号 環境省設置法第4条第23号 財務省設置法第4条第65号
第8・13条	附属書	—
附属書8-A	ワイン及び蒸留酒	財務省設置法第4条第17号、第19号、第20号、第19条、第20条 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の5 消費者庁及び消費者委員会設置法第4条第14の2号、第15号、第17号、第6条 第2項第4号 食品表示法第4条、第5条 厚生労働省設置法第4条第38号、第39号 食品衛生法第27条 外務省設置法第4条第2号
附属書8-B	情報通信技術産品	総務省設置法第4条第63号、第69号、第74号、第95号 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の5、第23条の2の21 電波法第100条 経済産業省設置法第4条第26号、第58号 外務省設置法第4条第2号
附属書8-C	医薬品	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第1条の

		2、第2条第1項、第13条の3、第14条、第19条の2、第74条の2 厚生労働省設置法第4条第31号、第31号の2、第109号 外務省設置法第4条第2号 行政手続法第6条、第7条、第8条 日本国憲法第32条、第76条、第78条～80条 行政事件訴訟法第3条、第8条、第9条、第36条～第37条の5
附属書8-D	化粧品	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第1条の2、第2条第3項、第14条、第19条の2、第61条 厚生労働省設置法第4条第31号、第31号の2、第109号 外務省設置法第4条第2号 行政手続法第6条、第7条、第8条 日本国憲法第32条、第76条、第78条～80条 行政事件訴訟法第3条、第8条、第9条、第36条～第37条の5
附属書8-E	医療機器	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第1条の2、第2条第4項、第23条、第63条、第74条の2 厚生労働省設置法第4条第31号、第31号の2、第109号 外務省設置法第4条第2号 行政手続法第6条、第7条、第8条 日本国憲法第32条、第76条、第78条～80条 行政事件訴訟法第3条、第8条、第9条、第36条～第37条の5
附属書8-F	あらかじめ包装された食品及び食品添加物の専有されている製法	財務省設置法第4条第19号、第20号、 農林水産省設置法第4条第5号、第9号 消費者庁及び消費者委員会設置法第4条第14の2号、第15号、第17号、第6条

		第2項第4号 国家公務員法第100条
附属書8－G	有機産品	外務省設置法第4条第2号 農林水産省設置法第4条第5号、第9号、第12号 財務省設置法第4条第19号、第20号 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第7条、第12条、第15条、 第21条 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の6

環太平洋パートナーシップ協定 関係国内法
第9章（投資）

条 番 号	条 の 内 容	関 係 国 内 法
第9・1条	定義	—
第9・2条	適用範囲	—
第9・3条	他の章との関係	—
第9・4条	内国民待遇	—
第9・5条	最恵国待遇	—
第9・6条	待遇に関する最低基準	—
第9・7条	武力紛争又は内乱の際の待遇	自衛隊法 第103条第10項 災害対策基本法 第2条第1号、第82条第1項 災害対策基本法施行令 第1条 災害救助法 第5条第3項、第9条第2項 消防法 第29条第3項 国家賠償法第1条 等
第9・8条	収用及び補償	日本国憲法 第29条第3項、第32条、第76条 土地収用法 第1条、第2条、第4章、第70条、第71条、第95条、第97条、第100条 都市計画法 第69条 鉱業法 第105条から第107条まで 農地法 第3条第1項第11号 森林法 第55条、第56条、第58条、第65条、第66条 河川法 第22条 道路法 第68条、第69条 水道法 第42条 港湾法 第55条の3、第55条の4

第9・9条	移転	水防法 第28条 等 破産法 第2条第1項、第28条、第78条第1項、第93条 民事再生法 第21条、第30条、第41条、第66条、第81条 等 会社更生法 第2条第1項、第28条、第32条、第72条第1項 会社法 第475条、第476条、第510条、第535条第1項、第540条第1項、第2項、 第542条第1項、第2項 民事執行法 第122条、第123条第1項、第143条、第145条第1項 民事保全法 第20条、第49条第1項、第50条第1項 金融商品取引法 第211条 等 刑事訴訟法 第99条、第218条、第220条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 第22条、第23条、第42 条、第43条 麻薬特例法 第19条、第20条 民事執行法 第122条、第123条第1項、 第143条、第145条第1項 民事保全法 第20条、第49条第1項、第50条第1項 刑事訴訟法 第490条
第9・10条	特定措置の履行要求	—
第9・11条	経営幹部及び取締役会	—
第9・12条	適合しない措置	外務省設置法 第4条第二号
第9・13条	代位	貿易保険法 第25条 民法 第499条、第500条 等 保険法 第24条、第25条
第9・14条	特別な手続及び情報の要求	会社法第817条から第823条まで、第933条から第936条まで 外為法第55条の5、第55条の8 国家公務員法第100条

第9・15条	利益の否認	—
第9・16条	投資及び環境、健康その他の規制上の目的	—
第9・17条	企業の社会的責任	—
第9・18条	協議と交渉	—
第9・19条	請求の仲裁への付託	仲裁法 第1条、第13条第1項
第9・20条	各締約国の仲裁への同意	仲裁法 第1条、第13条第2項
第9・21条	各締約国の同意に関する条件及び制限	仲裁法 第1条
第9・22条	仲裁人の選定	—
第9・23条	仲裁の実施	仲裁法 第1条、第28条
第9・24条	仲裁手続の透明性	仲裁法 第1条
第9・25条	準拠法	仲裁法 第1条、第36条
第9・26条	附属書の解釈	仲裁法 第1条
第9・27条	専門家による報告	仲裁法 第1条
第9・28条	請求の併合	仲裁法 第1条
第9・29条	裁定	仲裁法 第1条、第39条、第45条、第46条、第49条 民事執行法 第22条第6号の2
第9・30条	文書の送達	仲裁法 第1条
附属書9-A	国際慣習法	—
附属書9-B	収用	—
附属書9-C	土地に関する収用	—
附属書9-D	第B節(投資家と国との間の紛争解決)の規定による締約国への文書の送達	—
附属書9-E	移転	—
附属書9-F	政令法第六百号	—
附属書9-G	公債	—

附属書9－H	除外規定	－
附属書9－I	適合しない措置の適合性の水準の低下を防止する制度	－
附属書9－J	請求の仲裁への付託	－
附属書9－K	効力発生の後三年間における特定の請求の付託	－
附属書9－L	投資に関する合意	－

環太平洋パートナーシップ協定 関係国内法
第10章 (国境を越えるサービスの貿易)

条 番 号	条 の 内 容	関 係 国 内 法
第10章 国境を越えるサービスの貿易		
第10・1条	定義	—
第10・2条	適用範囲	—
第10・3条	内国民待遇	—
第10・4条	最恵国待遇	—
第10・5条	市場アクセス	—
第10・6条	現地における拠点	—
第10・7条	適合しない措置	外務省設置法第4条第2号
第10・8条	国内規制	行政手続法第5条から第9条まで 弁護士法第4条、裁判所法第66条、司法書士法第4条、行政書士法第2条、社会保険労務士法第3条、弁理士法第7条、土地家屋調査士法第4条、公認会計士法第3条、税理士法第3条、海事代理士法第2条
第10・9条	承認	—
第10・10条	利益の否認	—
第10・11条	透明性	行政手続法第43条5項(他、同第39条、第40条、第41条、第42条等)
第10・12条	支払及び資金の移転	破産法 第2条第1項、第28条、第78条第1項、第93条 民事再生法 第21条、第30条、第41条、第66条、第81条 等 会社更生法 第2条第1項、第28条、第32条、第72条第1項 会社法 第475条、第476条、第510条、第535条第1項、第540条第1項、第2項、第542条第1項、第2項 民事執行法 第122条、第123条第1項、第143条、第145条第1項 民事保全法 第20条、第49条第1項、第50条第1項 金融商品取引法 第211条 等

		組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 第22条、第23条、第42条、第43条 麻薬特例法 第19条、第20条 民事執行法 第143条、第145条第1項 民事保全法 第20条、第50条第1項 刑事訴訟法 第490条
第10・13条	その他の事項	—
附属書10-A 自由職業サービス パラ1から4まで	一般規定	—
同パラ5から7まで	エンジニアリング・サービス及び建築のためのサービス	—
同パラ8	技術士の一時的な免許又は登録	—
同パラ9及び10	法律サービス	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法
同パラ11から15まで	自由職業サービスに関する作業部会	—
附属書10-B 急送便サービス パラ1から5まで		—
同パラ6	(独占及び排他的サービス提供者)	独禁法第3条、第6条、第8条、第8条の4及び第19条
同パラ7	(急送便サービスの提供者に対して要求すること prohibitions)	民間事業者による信書の送達に関する法律第29条から第33条まで
同パラ8		—

環太平洋パートナーシップ協定 関係国内法
第11章 (金融サービス)

条番号	条の内容	関係国内法
第11章 金融サービス		
第11・1条	定義	—
第11・2条	適用範囲	—
第11・3条	内国民待遇	—
第11・4条	最恵国待遇	—
第11・5条	金融機関の市場アクセス	保険業法第185条、第186条
第11・6条	国境を越える貿易	—
第11・7条	新たな金融サービス	保険業法第3条から第5条まで、第123条、第124条 金融商品取引法第29条、第29条の2、第31条第4項 銀行法第4条、第10条から第12条まで、第47条 貸金業法第3条、第4条、第8条
第11・8条	特定の情報の取扱い	—
第11・9条	経営幹部及び取締役会	—
第11・10条	適合しない措置	—
第11・11条	例外	—
第11・12条	承認	—
第11・13条	透明性及び特定の措置の実施	日本国憲法第14条第1項、第22条第1項、第29条 行政手続法第5条第3項、第6条、第7条、第8条、第9条、第39条、第43条第1項第4号、第45条 金融商品取引法第67条、第67条の8第1項第10号、第73条、第84条、第85条、第153条、第153条の4 貸金業法第25条、第31条第9号、第41条の3 金融庁設置法第4条

		外務省設置法第4条第2号、第5号、第6号、同第27号
第11・14条	自主規制団体	金融商品取引法第67条、第67条の8第1項第10号、第73条、第84条、第85条、第153条、第153条の4 貸金業法 第25条、第31条第9号、第41条の3
第11・15条	支払及び清算の制度	日本銀行法第33条、第37条から第39条まで、第41条、第42条
第11・16条	保険サービスの迅速な利用可能性	保険業法第123条、第125条第1項
第11・17条	管理部門の機能の遂行	—
第11・18条	特定の約束	—
第11・19条	金融サービスに関する小委員会	—
第11・20条	協議	金融庁設置法第4条第24号 外務省設置法第4条第2号
第11・21条	紛争解決	—
第11・22条	金融サービスにおける投資紛争	—
附属書11-A	国境を越える貿易	保険業法第186条、第275条から第277条まで、第286条、第287条 金融商品取引法第29条、第29条の4第1項第4号、第58条の2、第61条
附属書11-B	特定の約束	
第A節	ポートフォリオの運用	金融商品取引法第28条第3項、同第4項、第29条、第61条
第B節	情報の移転	—
第C節	郵便保険事業体による保険の提供	保険業法 郵政民営化法第130条、第163条 日本郵便株式会社法第4条第2項第3号、同第5項 外務省設置法第4条第2号
第D節	電子支払カードサービス	資金決済に関する法律第2条、第3条第1項、第5条第1項、第7条、第10条第1項、第37条、第40条第1項

			割賦販売法第2条第3項、第32条、第33条、第33条の2 銀行法第10条
第E節		透明性の考慮	行政手続法第39条
附属書11-C		適合しない措置の適合性の水準の低下を防止する制度	—
附属書11-D		金融サービスに責任を負う当局	金融庁設置法第4条第24号 外務省設置法第4条第2号
附属書11-E			—

環太平洋パートナーシップ協定 関係国内法
第12章（ビジネス関係者の一時的な入国）

条 番 号	条 の 内 容	関 係 国 内 法
第12章 ビジネス関係者の 一時的な入国		
第12・1条	定義	—
第12・2条	適用範囲	出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」）第5条、第22条の4、第24条 外務省設置法第4条第13号
第12・3条	申請手続	入管法第9条、第21条、第67条 外務省設置法第4条第13号、第11条
第12・4条	一時的な入国の許可	入管法第2条の2、第6条、第7条、第9条、第10条第10項、第11条第6項、第21条、同別表第1の1の表、2の表、3の表、4の表 外務省設置法第4条第13号
第12・5条	商用の渡航	—
第12・6条	情報の提供	法務省設置法第4条第32号 外務省設置法第4条第13号、第15号
第12・7条	ビジネス関係者の一時的な入国に関する小委員会	—
第12・8条	協力	—
第12・9条	他の章との関係	—
第12・10条	紛争解決	—
附属書12-A	短期の商用訪問者	出入国管理及び難民認定法第2条の2、同別表第1の3
同B	企業内転勤者	出入国管理及び難民認定法第2条の2、同別表第1の2

同C	投資家	出入国管理及び難民認定法第2条の2、同別表第1の2
同D	資格を有する自由職業家	出入国管理及び難民認定法第2条の2、同別表第1の2
同E	独立の自由職業家	出入国管理及び難民認定法第2条の2、同別表第1の1、同別表第1の2
同F	契約に基づくサービス提供者	出入国管理及び難民認定法第2条の2、同別表第1の1、同別表第1の2
BからFまで共通事項	家族滞在	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第20条、同別表第1の4

環太平洋パートナーシップ協定 関係国内法
第13章 (電気通信)

条番号	条の内容	関係国内法
第13章 電気通信		
第13・1条	定義	—
第13・2条	適用範囲	—
第13・3条	規制への取組方法	—
第13・4条	公衆電気通信サービスへのアクセス及びその利用	日本国憲法第21条第2項 電気通信事業法第4条、第6条、第9条、第16条、第29条第1項、第32条
第13・5条	公衆電気通信サービスのサービス提供者に関する義務	電気通信事業法第29条第1項、第30条第3項、同第4項、第32条、第33条第4項、第50条第1項、同第2項
第13・6条	国際移動端末ローミング	外務省設置法第4条第2号 総務省設置法第4条第78号
第13・7条	公衆電気通信サービスの主要なサービス提供者による待遇	電気通信事業法第29条第1項、第30条第3項、同第4項、第33条第4項、同第9項
第13・8条	競争条件の確保のためのセーフガード	電気通信事業法第29条第1項、第30条第3項から第5項まで、第31条、第33条第4項、同第9項
第13・9条	再販売	電気通信事業法第29条第1項、第30条第3項、同第4項
第13・10条	主要なサービス提供者によるネットワーク構成要素の細分化	電気通信事業法第33条第4項、同第9項
第13・11条	主要なサービス提供者との相互接続	電気通信事業法第32条、第33条第2項、第4項、第9項、第10項、同第11項
第13・12条	主要なサービス提供者による専用回線によるサービスの提供及び価格の決定	電気通信事業法第29条第1項、第30条第3項、同第4項、第33条第4項、同第9項
第13・13条	主要なサービス提供者によるコロケーション	電気通信事業法第29条第1項、第30条第3項、同第4項、第33条第4項、同第9項
第13・14条	主要なサービス提供者が所有し、又は管理する柱、管路、とう道及び線路敷設権へのアクセス	電気通信事業法第29条第1項、第30条第3項、同第4項、第33条第4項、同第9項、第128条

第13・15条	国際的な海底ケーブルシステム	—
第13・16条	独立の規制機関及び政府による所有	総務省設置法第3条、第4条
第13・17条	ユニバーサル・サービス	電気通信事業法第7条、第19条、第25条、第2章第6節第106条から第116条まで
第13・18条	免許の手続	行政手続法第5条、第6条、第8条、第14条
第13・19条	希少な資源の分配及び利用	電波法第4条、第5条第1項、同第2項、第6条から第26条まで 電気通信事業法第50条、第3章第1節、同第2節第117条から第143条まで
第13・20条	執行	電気通信事業法第29条第1項、第30条第4項、第33条第6項、同第8項、第6章第177条から第193条まで
第13・21条	電気通信に関する紛争の解決	電気通信事業法第35条、第38条、第39条、第4章第1節、同第2節第144条から第159条まで、第172条 行政手続法第8条 行政不服審査法第6条、第34条、第48条 行政事件訴訟法第25条
第13・22条	透明性	行政手続法第39条、第43条 電気通信事業法第19条、第20条、第21条、第33条第4項、第34条第3項、第35条、第38条、第39条、第52条、第70条、第4章第1節、同第2節第144条から第159条まで、第172条 行政不服審査法第6条、第48条
第13・23条	技術の選択における柔軟性	—
第13・24条	他の章との関係	—
第13・25条	国際機関との関係	外務省設置法第4条第2号、第3号 総務省設置法第4条第78号
第13・26条	電気通信に関する小委員会	—
附属書13-A	地方の電話のサービス提供者（アメリカ合衆国）	—
附属書13-B	地方の電話のサービス提供者（ペルー）	—

環太平洋パートナーシップ協定 関係国内法
第14章（電子商取引）

条番号	条の内容	関係国内法
第14章 電子商取引		
第14・1条	定義	—
第14・2条	適用範囲及び一般規定	民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律
第14・3条	関税	関税法第3条
第14・4条	デジタル・プロダクトの無差別待遇	—
第14・5条	国内の電子的な取引の枠組み	高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第7条、第19条
第14・6条	電子認証及び電子署名	高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第7条、第19条 電子署名及び認証業務に関する法律第3条
第14・7条	オンラインの消費者の保護	特定商取引法第12条の3、第12条の4、第14条、第15条 消費者契約法第4条 不当景品類及び不当表示防止法第1条、第12条、第14条及び第15条 割賦販売法第4条の2 消費者基本法第20条、第21条 消費者庁及び消費者委員会設置法第4条第24号 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第27条の2第5号
第14・8条	個人情報の保護	個人情報保護法第4条、第7条、第10条、第15条から第34条、第42条、第52条第6号、第74条、第75条、第77条、第78条 消費者基本法第21条

第14・9条	貿易に係る文書の電子化	—
第14・10条	電子商取引のためのインターネットへの接続及びインターネットの利用に関する原則	—
第14・11条	情報の電子的手段による国境を越える移転	—
第14・12条	インターネットの相互接続料の分担	—
第14・13条	コンピュータ関連設備の設置	—
第14・14条	要求されていない商業上の電子メッセージ	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第3条第1項、第3条第3項、第7条、第28条、第30条、第34条、第35条、第37条 特定商取引法第12条の3、第12条の4
第14・15条	協力	高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第4条、第24条 消費者庁及び消費者委員会設置法第4条第24号 消費者基本法第21条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第27条の2第5号 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第30条
第14・16条	サイバーセキュリティに係る事項に関する協力	サイバーセキュリティ基本法第13条、第23条
第14・17条	ソース・コード	—
第14・18条	紛争解決	—

環太平洋パートナーシップ協定 関係国内法
第15章 (政府調達)

条番号	条の内容	関係国内法
第15章 政府調達		
第15・1条	定義	—
第15・2条	適用範囲	—
第15・3条	例外	会計法第29条の6第1項
第15・4条	一般原則	会計法第29条の3第1項、地方自治法（以下「自治法」）第234条第1項及び第2項
第15・5条	経過措置	—
第15・6条	調達に関する情報の公表	外務省設置法第4条第2号及び第5号
第15・7条	調達計画の公示	会計法第29条の3第1項及び第2項
第15・8条	参加のための条件	会計法第29条の3第2項
第15・9条	供給者の資格の審査	—
第15・10条	限定入札	会計法第29条の3第4項、5項、自治法第234条第2項
第15・11条	交渉	—
第15・12条	技術仕様	—
第15・13条	入札説明書	—
第15・14条	期間	—
第15・15条	入札書の取扱い及び落札	会計法第29条の5第2項、第29条の6、自治法第234条第3項
第15・16条	落札後の情報	—
第15・17条	情報の開示	外務省設置法第4条第2号
第15・18条	調達の実施における健全性の確保	刑法第4条第3号、第197条、第197条の3、第197条の4及び第198条
第15・19条	国内の審査	—
第15・20条	附属書の修正及び訂正	外務省設置法第4条第2号
第15・21条	中小企業の参加の促進	—

第15・22条	協力	—	
第15・23条	政府調達に関する小委員会	—	
第15・24条	追加的な交渉	外務省設置法第4条第二号	

環太平洋パートナーシップ協定 関係国内法
第16章 (競争政策)

条番号	条の内容	関係国内法
第16章 競争政策		
第16・1条	競争法令及び競争 当局並びに反競争 的な事業行為	独占禁止法第2条第1項、第2項、第3条、第6条から第11条まで、第13条から第23条まで、 第27条、第27条の2、第89条から第91条まで、第92条、第95条から第95条の4まで 会社更生法第229条 損害保険料率算出団体に関する法律第7条の3 保険業法第101条 酒税の保全の及び酒類業組合等に関する法律第93条 著作権法第95条第13項、第97条第4項 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第10条 農業協同組合法第72条の8の2、第73条の24 輸出入取引法第33条 中小企業団体の組織に関する法律第89条 中小企業等協同組合法第75条の2 海上運送法第28条 道路運送法第18条 航空法第110条 内航海運組合法第18条 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別 措置法第12条 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別 措置法第8条の4 内閣府設置法第64条 法務省設置法第14条第1項、第2項 検察庁法第1条、第4条、第6条
第16・2条	競争法令の執行に	独占禁止法第7条第2項、第7条の2第27項、第10条第8項、第9項、第20条第2項、第2

	おける手続の公正な実施	0条の7、第39条、第45条、第47条から第70条の12まで、第101条から第118条まで 同法を改正予定 憲法第31条、第32条、第37第2項、第3項 刑事訴訟法、同法第30条、第204条第1項、第205条第1項から第4項まで、第208条、 第208条の2、第256条第1項から第3項まで、第271条、第291条第3項、第298条、 第299条第1項、第336条、第351条から第460条まで 国家公務員法第100条第1項
第16・3条	私訴に係る権利	独占禁止法第24条、第25条第1項、第26条第1項、第2項
第16・4条	協力	民法709条 外務省設置法第4条第2号
第16・5条	技術協力	独占禁止法第27条の2第5号 外務省設置法第4条第2号
第16・6条	消費者の保護	独占禁止法第27条の2第5号 消費者基本法、同法第21条 不当景品類及び不当表示防止法第4条、 消費者契約法第4条第1項、 民法第96条 刑法第246条 外務省設置法第4条第2号
第16・7条	透明性	消費者庁及び消費者委員会設置法第4条第24号 独占禁止法第27条の2第5号、第43条の2、第61条、第62条第1項、第64条 外務省設置法第4条第2号
第16・8条	協議	消費者基本法第21条 外務省設置法第4条第2号 消費者庁及び消費者委員会設置法第4条第24号 独占禁止法第27条の2第5号
第16・9条	紛争解決の不適用	—
附属書16-A	第十六・二条(競争法令の執行におけ	—

	る手続の公正な実施)、第十六・三条 (私訴に係る権利) 及び第十六・四条 (協力)の規定のブ ルネイ・ダルサラ ム国についての適 用	
--	---	--

環太平洋パートナーシップ協定 関係国内法
第17章 (国有企業及び指定独占企業)

条番号	条の内容	関係国内法
第17章 国有企業及び指定独占企業		
第17・1条	定義	—
第17・2条	適用範囲	—
第17・3条	委任された権限	—
第17・4条	無差別待遇及び商業的考慮	会社法第309条 日本郵便株式会社法第5条 独立行政法人通則法第35条の3
第17・5条	裁判所及び行政機関	民事訴訟法第3条の3第5号 行政手続法第1条第1項、第5条、第7条、第8条、第12条、第13条、第14条
第17・6条	非商業的な援助	補助金等に係わる予算の執行の適正化に関する法律第6条第1項 会社法第309条 独立行政法人通則法第35条の3
第17・7条	悪影響	—
第17・8条	損害	—
第17・9条	締約国別の附属書	—
第17・10条	透明性	外務省設置法第4条第2号 地方自治法第245条の4 日本郵便株式会社法第13条 郵政民営化法第116条、144条 株式会社日本政策投資銀行法第21条 成田国際空港株式会社法第14条 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第26条 東京地下鉄株式会社法第8条

		旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第11条
第17・11条	技術協力	外務省設置法第4条第26号
第17・12条	国有企業及び指定独占企業に関する小委員会	外務省設置法第4条第2号
第17・13条	例外	—
第17・14条	追加的な交渉	外務省設置法第4条第2号
第17・15条	情報を収集するための過程	—
附属書17-A	基準額の算定	外務省設置法第4条第2号
附属書17-B	国有企業及び指定独占企業に関する情報を収集するための過程	外務省設置法第4条第2号、同条第6号
附属書17-C	追加的な交渉	外務省設置法第4条第2号
附属書17-D	地方の国有企業及び指定独占企業についての適用	—
附属書17-E	シンガポール	—
附属書17-F	マレーシア	—

環太平洋パートナーシップ協定 関係国内法
第18章 (知的財産)

条 番 号	条 の 内 容	関 係 国 内 法
第18章 知的財産		
第A節	一般規定	
第18・1条	定義	—
第18・2条	目的	—
第18・3条	原則	—
第18・4条	この章の規定に関する了解	—
第18・5条	義務の性質及び範囲	—
第18・6条	公衆の健康についての特定の措置に関する了解	—
第18・7条	国際協定	—
第18・8条	内国民待遇	特許法第25条3号、第26条 意匠法第68条第3項、第4項 商標法第77条第3項、第4項 著作権法第5条、第95条第4項、第97条第2項
第18・9条	透明性	商標法第18条第3項、第75条 意匠法第20条第3項、第66条 特許法第66条第3項、第193条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第13条 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第12条第3項、第23条 種苗法第18条第3項
第18・10条	既存の対象事項及び過去の行為についてのこの章の規定の適用	—
第18・11条	知的財産権の消尽	—

第B節	協力	
第18・12条	協力のための連絡部局	—
第18・13条	協力活動及び協力に係る自発的活動	経済産業省設置法第4条
第18・14条	特許に関する協力及び作業の共有	—
第18・15条	公共の領域（パブリック・ドメイン）	—
第18・16条	伝統的な知識の分野における協力	—
第18・17条	要請に基づく協力	—
第C節	商標	
第18・18条	商標として登録することがで きる標識の種類	商標法第2条第1項
第18・19条	団体標章及び証明標章	商標法第2条第1項、第3条第2項、第7条、第7条の2
第18・20条	同一又は類似の標識の使用	商標法第25条、第26条、第36条、第37条第1号
第18・21条	例外	商標法第26条
第18・22条	広く認識されている商標	商標法第4条第1項第10号、第15号、第15条第1号、第43条の2第1号、第46条第1項第1号 不正競争防止法第2条第1項第1号、第3条、第4条、第21条第2項第1号
第18・23条	審査、異議申立て及び取消し についての手続上の側面	商標法第15条の2、第17条（特許法第52条第1項）、第43条の2、第43条の13第1項、第44条、第46条、第56条第1項（特許法第157条第2項）、第63条
第18・24条	電子的な商標のシステム	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第3条、第13条 商標法第12条の2、第18条第3項、第75条
第18・25条	物品及びサービスの分類	商標法第6条、第12条の2第2項第4号、第5号、第18条第3項第4号、第6号、 商標法第19条
第18・26条	商標の保護期間	—
第18・27条	使用権を記録しないこと	—
第18・28条	ドメイン名	不正競争防止法第2条第1項第13号、第3条、第4条
第D節	国名	

第18・29条	国名	不正競争防止法第2条第1項第14号、第3条、第4条
第E節	地理的表示	
第18・30条	地理的表示の認定	地理的表示法第1条、第3条、第6条、第12条 商標法第1条 酒類業組合法第86条の6第1項、第2項
第18・31条	地理的表示の保護又は認定のための行政上の手続	地理的表示法第6条、第7条、第8条、第9条、第12条第1項、第3項、第22条 商標法第3条、第4条、第5条第1項、第7条の2、第12条の2、第16条、第18条第3項、第43条の2、第43条の3、第46条、第46条の2 酒類業組合法第86条の6第1項、第2項
第18・32条	異議申立て及び取消しの根拠	地理的表示法第9条、13条、第22条 商標法第3条第1項第1号、第4条第1項第10号、第11号、第15号、第4条第3項、第15条、第43条の2、第43条の3、第46条、第46条の2 酒類業組合法第86条の6第1項、第2項 行政不服審査法第6条 行政事件訴訟法第8条
第18・33条	日常の言語の中で通例として用いられている用語であるかどうかを決定するための指針	酒類業組合法第86条の6第1項、第2項
第18・34条	複数の要素から構成される用語	商標法第26条第1項第2号 酒類業組合法第86条の6第1項、第2項
第18・35条	地理的表示の保護の日	地理的表示法第12条第1項 商標法第18条第1項
第18・36条	国際協定	酒類業組合法第86条の6第1項、第2項 地理的表示法を改正予定
第F節	特許及び開示されていない試験データその他のデータ	
第18・37条	特許を受けることができる対象事項	特許法第29条第1項及び第2項、第32条
第18・38条	猶予期間	特許法第30条第1項、第2項

第18・39条	特許の取消し	同法を改正予定 特許法第113条、第114条第2項、第3項、第4項、第123条第1項、第125条
第18・40条	例外	特許法第69条第1項、第2項、第3項
第18・41条	特許権者の許諾を得ていない他の使用	—
第18・42条	特許の出願	特許法第39条第1項、第5項、第41条第1項、第2項
第18・43条	補正、補充及び意見	特許法第17条第1項、第3項、第17条の2第1項、第3項、第4項、第5項、第48条の7、第50条
第18・44条	特許出願の公開	特許法第64条第1項、第64条の2第1項
第18・45条	公開された特許出願及び与えられた特許に関する情報	特許法第186条第1項
第18・46条	特許を与える当局の不合理な遅延についての特許期間の調整	特許法を改正予定
第18・47条	農業用の化学品についての開示されていない試験データその他のデータの保護	農薬取締法第2条第2項
第18・48条	不合理な短縮についての特許期間の調整	特許法第67条第2項
第18・49条	規制上の審査に関する例外	特許法第69条第1項
第18・50条	開示されていない試験データその他のデータの保護	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第3項、第14条の4第1項第1号
第18・51条	生物製剤	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第3項、第14条の4第1項第1号イ 外務省設置法第4条第2号
第18・52条	新規の医薬品の定義	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の4第1項第1号
第18・53条	特定の医薬品の販売に関する	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第2項

第18・54条 第G節	措置 保護の期間の変更	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の4
第18・55条	意匠	
第18・56条	保護	意匠法第2条第1項
第H節	意匠の制度の改善	—
第18・57条	著作権及び関連する権利	
第18・58条	定義	著作権法第2条第1項第4号、第5号、第6号、第8号、第9号の2、第9号の5イ、第13号、第14号、第15号、第4条の2
第18・59条	複製権	著作権法第21条、第91条、第96条
第18・60条	公衆への伝達権	著作権法第23条
第18・61条	譲渡権	著作権法第26条、第26条の2、第95条の2、第97条の2
第18・62条	序列を設けないこと	著作権法第90条
第18・63条	関連する権利	著作権法第7条、第8条、第91条、第92条、第92条の2、第95条、第96条の2、第97条 同法を改正予定
第18・64条	著作権及び関連する権利の保護期間	著作権法第51条第1項、第2項、第52条第1項、第53条第1項、第101条第2項 同法を改正予定
第18・65条	ベルヌ条約第十八条の規定及びTRIPS協定第十四条6の規定の適用	—
第18・66条	制限及び例外	—
第18・67条	著作権及び関連する権利の制度における適当な均衡	著作権法第2章第3節第5款
第18・68条	契約に基づく移転	著作権法第61条、第63条、第103条
	技術的保護手段	著作権法第2条第1項第20号、第112条、第120条の2第1号、第2号 民法709条 同法を改正予定

第18・69条	権利管理情報	著作権法第2条第1項第21号、第18条、第19条、第20条、第113条第3項第2号及び第3号、第120条の2第3号
第18・70条	集中管理	著作権等管理事業法第1条、第2条第2項及び第3項、第18条、第19条
第I節	権利行使	
第18・71条	一般的義務	民法第2条 行政手続法等
第18・72条	推定	著作権法第2条第3号、第5号、第10条、第14条、第17条
第18・73条	知的財産権に関する権利行使の実務	民事訴訟法第91条、第253条第1項、第255条 刑事訴訟法第43条、第44条、第46条、第335条、第342条 行政手続法第8条第1項、第14条第1項
第18・74条	民事上及び行政上の手続及び救済措置	特許法第100条、第105条、第105条の3、第105条の4、第114条の5、第200条の2 意匠法第37条、第41条、第73条の2 商標法第36条、第37条5号及び第6号、第38条、第39条、第81条の2 著作権法第112条、第113条、第114条、第114条の3、第114条の5、第114条の6、第122条の2 民事訴訟法 民事執行法 不正競争防止法第3条、第4条、第7条、第9条 半導体集積回路法第22条、第25条、第26条 民法709条 関税法第34条、第45条第1項ただし書、第69条の2第2項、第69条の11第2項、第89条第2項 商標法及び著作権法を改正予定
第18・75条	暫定措置	民事保全法第3条、第4条、第9条、第13条、第14条第1項、第23条第4項ただし書、第24条 民事訴訟法第234条、第237条 著作権法第112条第2項 商標法第36条第2項
第18・76条	国境措置に関する特別の要件	関税法第30条の第2項、第34条、第45条第1項ただし書、第65条の3、第6

第18・77条	刑事上の手続及び刑罰	9条の2第3項、第69条の2第2項、第69条の3第2項、第3項、第4項、第5項、第69条の11第1項第9号、第69条の11第2項、第69条の12第2項、第3項、第4項、第5項、第69条の13第1項、第2項、第69条の15、第75条、第89条第2項、第108条の4第2項、第109条第2項、第118条、第138条
第18・77条	刑事上の手続及び刑罰	商標法第37条、第78条、第78条の2 著作権法第119条、第123条第1項 関税法第69条の2第1項第1号、第3号、第4号、第69条の11第1項第9号、第10号、第108条の4第2項、第109条第2項、第109条の2第2項、第118条第1項、第119条第1項、第121条第1項、第122条第1項、第123条第1項 刑法第8条、第19条第1項第1号から第4号まで、第61条、第62条 刑事訴訟法第47条ただし書、第53条、第99条、第99条の2、第101条、第107条、第218条第1項、第219条、第221条、第222条、第496条 組織犯罪処罰法第13条から第16条まで、第22条から第49条まで 犯罪被害者保護法第3条、第4条 刑事確定訴訟記録法第4条 著作権法を改正予定
第18・78条	営業上の秘密	不正競争防止法第2条第1項第4号から第9号まで、第3条、第4条、第21条第1項第1号
第18・79条	衛星放送用及びケーブル放送用の暗号化された番組伝送信号の保護	不正競争防止法第2条第1項第11号、第12号、第3条、第4条、第21条第2項第4号 電波法第109条 著作権法第98条、第99条、第99条の2 放送法第157条 民法第709条、第719条 著作権法を改正予定
第18・80条	ソフトウェアの政府による使用	—
第J節	インターネット・サービス・プロバイダ	

第18・81条	定義	一
第18・82条	法的な救済措置及び免責	プロバイダ責任制限法第3条、第4条 民法第709条
第K節	最終規定	
第18・83条	最終規定	著作権法第58条

環太平洋パートナーシップ協定 関係国内法
第19章 (労働)

条番号	条の内容	関係国内法
第19章 労働		
第19・1条	定義	—
第19・2条	共通の約束の表明	—
第19・3条	労働者の権利	日本国憲法第14条第1項、第18条、第21条第1項、第27条第2項、同第3項、第28条 労働基準法第3条、第4条、第5条、第16条から第18条まで、第28条、第4章、第6章 職業安定法第3条、第63条第2号 労働組合法 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第58条 労働安全衛生法 船員法第6条、第33条から第35条まで、第59条、第6章（第66条の2、第67条及び第70条を除く）及び第7章、第81条から第83条まで、第9章 船員職業安定法第4条、第111条第2号 じん肺法 船員災害防止活動の促進に関する法律 作業環境測定法

		炭鉱災害による一酸化中毒症に関する特別措置法 鉱山保安法第2章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第5条から第8条まで 最低賃金法 家内労働法第4条、第3章 国家公務員法第27条、第28条、第3章第5節、同第10節 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律 裁判所職員臨時措置法第1号、第6号 自衛隊法第54条 地方公務員法第13条、第14条、第24条第5項及び第6項、第3章第9節 行政執行法人の労働関係に関する法律 地方公営企業等の労働関係に関する法律 地方独立行政法人法第52条 独立行政法人通則法第58条
第19・4条	逸脱の禁止	—
第19・5条	労働法令の執行	労働基準法第11章 最低賃金法第31条から第34条まで 労働安全衛生法第90条から第100条まで じん肺法第39条から第44条まで 船員災害防止活動の促進に関する法律第61条、第62条 作業環境測定法第38条、第39条 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第12条から第15条まで

		家内労働法第28条から第32条まで 船員法第101条、第105条から第109条まで、第112条 鉱山保安法第3章
第19・6条	強制労働によって生産された 物品の輸入抑制	—
第19・7条	企業の社会的責任（企業の自発 的活動の奨励）	—
第19・8条	啓発及び手続的な保証	日本国憲法第32条、第76条、第82条 労働基準法第92条第2項、第96条の2第2項、第106条、第13章 船員法第101条、第113条、第14章 最低賃金法第8条、第14条、第19条 労働安全衛生法第101条 裁判所法第62条 裁判の迅速化に関する法律 民事訴訟法 民事訴訟費用等に関する法律 民事執行法 行政事件訴訟法 労働審判法 労働組合法第4章
第19・9条	公衆による意見の提出	行政手続法第6章
第19・10条	協力	—
第19・11条	協力的な労働対話	外務省設置法第4条第2号

		厚生労働省設置法第4条第1項109号
第19・12条	労働評議会	—
第19・13条	連絡部局	厚生労働省設置法第4条第1項第109号
第19・14条	公衆の関与	厚生労働省設置法第9条
第19・15条	労働協議	外務省設置法第4条第2号
		厚生労働省設置法第4条第1項第109号 特定秘密の保護に関する法律第3条、第5条 公文書等の管理に関する法律第10条

環太平洋パートナーシップ協定 関係国内法
第20章 (環境)

条 番 号	条 の 内 容	関 係 国 内 法
第20章 環境		
第20・1条	定義	—
第20・2条	目的	—
第20・3条	一般的な約束	—
第20・4条	環境に関する多数国間協定	外務省設置法第4条第5号
第20・5条	オゾン層の保護	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 外国為替及び外国貿易法第48条第3項、第52条 関税法第70条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第24条 外務省設置法第4条第2号 環境省設置法第4条第23号 経済産業省設置法第4条第1項第58号
第20・6条	船舶による汚染からの海洋環境の保護	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 外務省設置法第4条第2号 環境省設置法第4条第23号 国土交通省設置法第4条第125号 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第24条
第20・7条	手続事項	日本国憲法第32条、第82条 裁判の迅速化に関する法律 刑事訴訟法 民事訴訟法 行政事件訴訟法 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第30条、第31条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第9条の19、第55条

第20・8条	公衆の参加のための機会	外務省設置法第4条第5号 環境省設置法第7条、第8条 環境基本法第41条等
第20・9条	公衆の意見の提出	行政手続法第6章第38条から第45条まで 外務省設置法第4条第2号、第5号
第20・10条	企業の社会的責任	—
第20・11条	環境に関する実績を向上 させるための任意の仕組 み	—
第20・12条	協力の枠組み	外務省設置法第4条第2号 環境省設置法第4条第23号 農林水産省設置法第4条第12号 経済産業省設置法第4条第1項第58号
第20・13条	貿易及び生物の多様性	生物多様性基本法 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の 促進等に関する法律 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法 律 自然環境保全法 自然公園法 地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関 する法律 自然再生推進法 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 森林法 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第24条 外務省設置法第4条第2号 環境省設置法第4条第23号 農林水産省設置法第4条第12号 経済産業省設置法第4条第58号

第20・14条	侵略的外来種	一
第20・15条	低排出型の及び強靱な経済への移行	外務省設置法第4条第1号ハ、第2号 農林水産省設置法第4条第12号 経済産業省設置法第4条第1項第13号、第14号、第58号 環境省設置法第4条第23号 国土交通省設置法第4条第125号
第20・16条	海洋における捕獲漁業	水産基本法第9条、第13条、第14条、第20条 漁業法 水産資源保護法 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律 外国人漁業の規制に関する法律 まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法第3条 農林水産省設置法第4条第11号、第12号、第68号～第83号 外務省設置法第4条第2号、第3号 経済産業省設置法第4条第1項第58号
第20・17条	保存及び貿易	外国為替及び外国貿易法 関税法第70条、第108条の2 外務省設置法第4条第2号、第3号 環境省設置法第4条第16号、第23号 農林水産省設置法第4条第12号、第56号、第68号 経済産業省設置法第4条第1項第13号、第16号、第58号 財務省設置法第4条第23号、第25号、第65号 自然環境保全法 自然公園法 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 水産資源保護法 森林法 森林・林業基本法第3章 林業種苗法 国有林野の管理経営に関する法律

第20・18条	環境に関する物品及びサービス	外務省設置法第4条第2号 農林水産省設置法第4条第12号 経済産業省設置法第4条第1項、第13号、第14号、第58号 財務省設置法第4条第65号
第20・19条	環境に関する小委員会及び連絡部局	外務省設置法第4条第2号 環境省設置法第4条第23号 農林水産省設置法第4条第12号 経済産業省設置法第4条第1項第58号
第20・20条から23条まで	環境に関する協議 上級の代表者による協議 閣僚による協議 紛争解決	外務省設置法第4条第2号 環境省設置法第4条第23号 農林水産省設置法第4条第12号 国土交通省設置法第4条第125号 経済産業省設置法第4条第58号 財務省設置法第4条第65号

環太平洋パートナーシップ協定 関係国内法

第21章 (協力及び能力開発)

条番号	条の内容	関係国内法
第21章 協力及び能力開発		
第21・1条	一般規定	—
第21・2条	協力及び能力開発の分野	—
第21・3条	協力及び能力開発のための連絡部局	—
第21・4条	協力及び能力開発に関する小委員会	—
第21・5条	資源	—
第21・6条	紛争解決の不適用	—

環太平洋パートナーシップ協定 関係国内法
第22章 (競争力及びビジネスの円滑化)

条番号	条の内容	関 係 国 内 法
第22章 競争力及びビジネスの円滑化		
第22・1条	定義	—
第22・2条	競争力及びビジネスの 円滑化に関する小委員 会	—
第22・3条	サプライチェーン	—
第22・4条	利害関係者の関与	—
第22・5条	紛争解決の不適用	—

環太平洋パートナーシップ協定 関係国内法
第23章（開発）

条番号	条の内容	関係国内法
第23章 開発		
第23・1条	一般規定	—
第23・2条	開発の促進	—
第23・3条	幅広い基盤を有する経済 成長	—
第23・4条	女性及び経済成長	—
第23・5条	教育、科学技術、研究及び イノベーション	—
第23・6条	開発に係る共同活動	—
第23・7条	開発に関する小委員会	—
第23・8条	他の章との関係	—
第23・9条	紛争解決の不適用	—

環太平洋パートナーシップ協定 関係国内法

第24章 (中小企業)

条番号	条の内容	関 係 国 内 法
第24章 中小企業		
第24・1条	情報共有	外務省設置法第4条第15号等 中小企業庁設置法第4条
第24・2条	中小企業に関する小委員会	—
第24・3条	紛争解決の不適用	—

環太平洋パートナーシップ協定 関係国内法

第25章 (規制の整合性)

条番号	条の内容	関係国内法
第25章 規制の整合性		
第25・1条	定義	—
第25・2条	一般規定	—
第25・3条	対象規制措置の範囲	外務省設置法 第4条第5号
第25・4条	調整及び見直しの手続又は仕組み	国家行政組織法第2条第2項 内閣府設置法第4条第1項第3号、第37条第2項
第25・5条	規制に関する中核的な良い慣行の実施	行政機関が行う政策の評価に関する法律第9条 行政手続法第39条、第41条、第43条、第45条
第25・6条	規制の整合性に関する小委員会	外務省設置法第4条第2号
第25・7条	協力	外務省設置法第4条第2号
第25・8条	利害関係者の関与	—
第25・9条	実施の通報	外務省設置法 第4条第2号
第25・10条	他の章との関係	—
第25・11条	紛争解決の不適用	—

環太平洋パートナーシップ協定 関係国内法
第26章 透明性及び腐敗行為の防止

条番号	条の内容	関係国内法
第26章 透明性及び腐敗行為の防止		
第26・1条	定義	—
第26・2条	公表	日本国憲法第7条第1号 行政手続法第5条第3項、第12条第1項、第39条第1項、第2項、第3項、第42条、 第43条、第45条
第26・3条	行政上の手続	行政手続法第13条、第15条、第29条、第30条
第26・4条	審査及び上訴	日本国憲法第32条、第76条、第78条 行政事件訴訟法第3条、第7条、第9条、第33条、第36条、第37条、第37条の2 から5まで 民事訴訟法第87条、第180条、第247条、第249条
第26・5条	情報の提供	—
第26・6条	適用範囲	—
第26・7条	腐敗行為と戦うための措置	刑法第8条、第60条、第61条、第62条、第197条第1項、第198条 不正競争防止法第18条第1項、第21条第2項第7号、第22条第1項 法人税法第55条第5項 所得税法第45条第2項 金融商品取引法第5条、第24条、第193条、第197条

		会社法第432条、第435条、第615号、第617条、第976条第7号 公益通報者保護法第3条から第5条まで、第7条
第26・8条	公務員の誠実性の向上	国家公務員法第33条、第82条、第85条、第103条、第104条 国家公務員倫理法第6条、第7条、第8条、第9条、第11条第4号 公益通報者保護法第7条 刑事訴訟法第239条第2項 裁判所法第49条 裁判官分限法第1条 裁判官弾劾法 裁判所職員臨時措置法第1号、第10号
第26・9条	腐敗行為の防止に関する 法令の適用及び執行	—
第26・10条	民間部門及び社会の参加	日本国憲法第21条 情報公開法 国家公務員倫理法第9条第2項 金融商品取引法第193条の2
第26・11条	他の協定との関係	—
第26・12条	紛争解決	—
附属書26-A 第1条	定義	健康保険法第1条、第63条第1項第2号、第76条第2項、第82条
同第2条	原則	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第1項、第4項、第14条、第23条の2の5、第23条の2の12、第23条の2の23 健康保険法第63条第1項第2号、第3号

同第3条	手続の公正な実施	健康保険法第1条、第63条、第76条第2項、第82条第1項 社会保険医療協議会法第2条第1項第1号
同第4条	保健医療の専門家及び消費者に対する情報の周知	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第52条、第52条の2、第53条、第54条、第66条、第67条、第68条
同第5条	協議	厚生労働省設置法第4条第97号、第109号 外務省設置法第4条第2号
同第6条	紛争解決の不適用	—
同付録	締約国別の定義	健康保険法第1条、第63条第1項第2号、第76条第2項、第82条

環太平洋パートナーシップ協定 関係国内法
第27章 (運用及び制度に関する規定)

条番号	条の内容	関係国内法
第27章 運用及び制度に関する 規定		
第27・1条	環太平洋パートナーシッ プ委員会の設置	—
第27・2条	委員会の任務	—
第27・3条	意思決定	—
第27・4条	委員会の手続規則	—
第27・5条	連絡部局	外務省設置法第4条第2号、第5号
第27・6条	紛争解決手続の運営	外務省設置法第4条第2号、第5号
第27・7条	締約国別の経過措置に関 する報告	—

環太平洋パートナーシップ協定 関係国内法
第28章 (紛争解決)

条番号	条の内容	関係国内法
第28章 紛争解決		
第28・1条	定義	—
第28・2条	協力	—
第28・3条	適用範囲	—
第28・4条	場の選択	—
第28・5条	協議	外務省設置法第4条第2号、第5号 公文書管理法第10条
第28・6条	あつせん、調停及び仲介	—
第28・7条	パネルの設置	—
第28・8条	付託事項	—
第28・9条	パネルの構成	—
第28・10条	パネルの構成員の資格	—
第28・11条	パネルの議長の登録簿及び締約国 別の候補者の名簿	—
第28・12条	パネルの任務	—
第28・13条	パネルの手続規則	—
第28・14条	第三国の参加	—
第28・15条	専門家の役割	—

第28・16条	手続の停止又は終了	—
第28・17条	最初の報告書	—
第28・18条	最終報告書	—
第28・19条	最終報告書の実施	—
第28・20条	未実施（代償及び利益の停止）	関税暫定措置法を改正予定
第28・21条	履行状況の審査	—
第28・22条	私権	—
第28・23条	代替的な紛争解決	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律 仲裁法

※協議の要請（第28・5条1）、パネルの設置の要請（第28・7条1）、締約国別の候補者の名簿の作成（第28・11条9）等の規定は、外務省設置法第4条第2号及び第5号で適宜実施される。

環太平洋パートナーシップ協定 関係国内法
第29章 例外及び一般的规定

条番号	条の内容	関係国内法
第29章 例外及び一般的规定		
第A節	例外	
第29・1条	一般的例外	—
第29・2条	安全保障のための例外	—
第29・3条	一時的なセーフガード措置	外為法第9条、第16条2項、第21条2項、第24条2項
第29・4条	租税に係る課税措置	—
第29・5条	たばこの規制のための措置	—
第29・6条	ワイタング条約	—
第B節	一般規定	
第29・7条	情報の開示	—
第29・8条	伝統的な知識及び伝統的な文化的表現	—

環太平洋パートナーシップ協定 関係国内法
第30章 (最終規定)

条番号	条の内容	関係国内法
第30章 最終規定		
第30・1条	附属書、付録及び注	—
第30・2条	改正	—
第30・3条	世界貿易機関設立協定の改正	—
第30・4条	加入	—
第30・5条	効力発生	—
第30・6条	脱退	—
第30・7条	寄託者	—
第30・8条	正文	—

環太平洋パートナーシップ協定 関係国内法
 附属書Ⅰの日本国の表、附属書Ⅱの日本国の表及び附属書Ⅲの日本国の表

【附属書Ⅰの日本国の表】

留保事項	関係国内法	章、条
一	種苗法	第10条
二	外国為替及び外国貿易法	第27条
三	道路運送車両法	第6章
四	職業安定法	第3章及び第3章の3
	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律	第2章
	港湾労働法	第4章
	船員職業安定法	第3章
	建設労働者の雇用の改善等に関する法律	第5章、第6章
五	債権管理回収業に関する特別措置法	第3条、第4条
	弁護士法	第72条、第73条
六	建設業法	第2章
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第5章
七	酒税法	第9条から第11条まで
八	卸売市場法	第9条、第10条、第15条、第17条、第33条
九	教育基本法	第6条
	学校教育法	第2条
	私立学校法	第3条
十	外国為替及び外国貿易法	第27条
十一	日本電信電話株式会社等に関する法律	第6条、第10条

十二	外国為替及び外国貿易法	第27条
十三	造船法	第2条から第3条の2まで
十四	外国為替及び外国貿易法	第27条
十五	外国為替及び外国貿易法	第27条
十六	船舶法	第1条
十七	計量法	第3章、第5章、第6章、第8章
十八	労働保険の保険料の徴収等に関する法律	第4章
十九	鉱業法	第2章、第3章
二十	外国為替及び外国貿易法	第27条
二十一	弁護士法	第3章から第5章まで、第9章
二十二	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法	第2章、第4章
二十三	弁理士法	第3章、第6章、第8章
二十四	公証人法	第2章、第3章
二十五	司法書士法	第3章から第5章まで、第7章、第10章
二十六	公認会計士法	第3章、第5章の2、第7章
二十七	税理士法	第3章、第4章、第5章の2から第7章まで
二十八	建築士法	第1章、第2章、第6章
二十九	社会保険労務士法	第2章の2、第4章の2から第5章まで
三十	行政書士法	第3章から第5章まで、第8章
三十一	海事代理士法	第17条
三十二	土地家屋調査士法	第3章から第5章まで、第7章、第10章
三十三	宅地建物取引業法	第2章
	不動産特定共同事業法	第2章、第4章の2
	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	第3章

三十四	不動産の鑑定評価に関する法律	第3章
三十五	船員法	第4章
三十六	外国為替及び外国貿易法	第27条
三十七	労働安全衛生法	第5章、第8章
	作業環境測定法	第2章、第3章
三十八	測量法	第6章
三十九	外国為替及び外国貿易法	第27条
	航空法	第7章、第8章
四十	外国為替及び外国貿易法	第27条
	航空法	第7章、第8章
四十一	航空法	第2章
四十二	通関業法	第2章
四十三	貨物利用運送事業法	第2章から第4章まで
四十四	貨物利用運送事業法	第2章から第4章まで
四十五	外国為替及び外国貿易法	第27条
四十六	外国為替及び外国貿易法	第27条
四十七	道路運送法	第2章
	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法	第2章、第7章
	貨物自動車運送事業法	第2章
四十八	道路運送法	第4章
四十九	水先法	第2章から第4章まで
五十	外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律	—

五十一	外国為替及び外国貿易法	第27条
五十二	船舶法	第3条
五十三	職業能力開発促進法	第5章
五十四	外国為替及び外国貿易法	第27条
五十五	家畜商法	第3条
五十六	外国為替及び外国貿易法	第27条、第30条
	航空機製造事業法	第2条から第5条まで

【附属書Ⅱの日本国の表】

留保事項	関係国内法	章、条
一	—	—
二	電気通信事業法	附則第5条
	民間事業者による信書の送達に関する法律	—
	郵便法	第2条
	競馬法	第1条
	モーターボート競走法	第2条
	自転車競技法	第1条
	小型自動車競走法	第3条
	当せん金付証票法	第4条
	通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律	第10条
	スポーツ振興投票の実施等に関する法律	第3条
三	—	—
四	外国為替及び外国貿易法	第27条、第30条
五	武器等製造法	第5条
	外国為替及び外国貿易法	第27条、第30条
六	外国為替及び外国貿易法	第27条
	電波法	第2章
	放送法	第2章、第5章から第8章まで
七	教育基本法	第6条
	学校教育法	第2条
	私立学校法	第3条
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	—

八	外国為替及び外国貿易法	第27条、第30条
	電気事業法	第5条
	ガス事業法	第5条
	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律	第5章
	外国為替及び外国貿易法	第27条
九	外国人漁業の規制に関する法律	第3条、第4条、第6条
	排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律	第4条、第5条、第7条から第12条まで、第14条
十	外国人土地法	第1条
十一	—	—
十二	警備業法	第4条、第5条
十三	—	—
十四	—	—

【附属書Ⅲの日本の表】

留保事項	関係国内法	章、条
第A節		
一	預金保険法	第2条
二	保険業法	第185条、第186条、第275条から第277条まで、第286条、第287条
第B節		
一	保険業法	第185条、第186条、第275条から第277条まで、第286条、第287条

平成28年3月29日
文化庁

【追加資料⑥】について

- 配信音源を放送・有線放送に用いることに対して実演家及びレコード製作者に二次使用料請求権を付与する必要があるかという点については、「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」（通称「WIPO実演・レコード条約」「WPPT」）に伴う制度整備の在り方を議論した平成12年の著作権審議会第1小委員会において議論がなされた。
- その結果、同年12月に取りまとめられた同小委員会の報告書においては、（配信音源が）放送等に利用される実態があるかどうかを踏まえつつ、検討を行うべきとされた。これを受け、政府において検討した結果、そのような実態があることは認められなかったことから、同条約の当該権利の付与に係る部分についてはこれを適用しない旨の留保宣言を行い、配信音源を放送・有線放送に用いることに対して実演家及びレコード製作者に二次使用料請求権を付与することはしなかったところである。
- その後、近時に至るまで実演家、レコード製作者及び放送事業者等いずれの関係者からも当該請求権に関する規定を整備すべき旨の意見は出されなかったところであるが、平成27年4月～5月に内閣官房知的財産戦略推進事務局が行った「知的財産推進計画2015」の策定に向けた意見募集において、レコード製作者の団体（（一社）日本レコード協会）から、当該請求権に関する規定を整備すべき旨の要望が出されたところである。
- その後、同年10月に（当該請求権に関する規定を整備すべき旨の内容を含む）TPP協定が大筋合意されたことを受け、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において関係団体からの意見聴取等を行い本件への対応を検討したところ、レコード製作者の団体（（一社）日本レコード協会）からは、放送事業者等による配信音源の利用について一定のルールを整備することが期待される旨の意見が示された。また、放送事業者等の団体からも、特段の反対意見は示されなかったところである。
- これを受け、本年2月に取りまとめられた同小委員会の報告書においては、上記の意見や、TPP協定により配信音源に関する法的保護が新たに国際的な共通ルールと位置づけられることとなるという国際調和の観点等から、当該請求権に関する規定を整備することが適当と結論づけられたところであり、今回の改正案はこの内容を踏まえたものとなっている。

（以上）

[参考1]「著作権審議会第1小委員会審議のまとめ」(平成12年12月)(著作権審議会第1小委員会)(抜粋)

Ⅲ WIPO実演・レコード条約の締結に係る改正事項について

(3) 公衆への伝達に関する留保について

(中略) WIPO 実演・レコード条約第15条第4項においては、放送及び公衆への伝達に関する報酬請求権に関する規定の適用上は、「公衆の構成員が個別に選択した場所及び時においてアクセスできるように、有線又は無線の方法により、公衆に利用可能な状態にされたレコード」を「商業目的のために発行されたレコード」とみなしているが、現行法上の商業用レコードは、「市販の目的をもって製作されるレコードの複製物」とされていることから、「公衆の構成員が個別に選択した場所及び時においてアクセスできるように、有線又は無線の方法により、公衆に利用可能な状態にされたレコード」は含まれないと解される。したがって、WIPO 実演・レコード条約第15条第3項の留保の範囲を決定する際に、このようなレコードを商業用レコードに含む必要があるかどうか、あるいは、この点については留保することとするかどうかについて、「公衆の構成員が個別に選択した場所及び時においてアクセスできるように、有線又は無線の方法により、公衆に利用可能な状態にされたレコード」が放送等に利用される実態があるかどうかを踏まえつつ、併せて検討を行う必要がある。

[参考2]「知的財産推進計画2015」の策定に向けた意見募集に対する(一社)日本レコード協会の意見(抜粋)

(1) 配信音源への放送二次使用料請求権の拡充

商業用レコード(市販CD等)の放送使用に関しては、放送事業者からレコード製作者に一定の対価(放送二次使用料)が還元されているが、配信音源は放送二次使用料請求権の対象になっていない。2014年の世界音楽市場において、有料音楽配信売上がパッケージ売上と同額になる中、配信音源の放送使用に関して、レコード製作者に適正な対価還元がなされるよう、放送二次使用料請求権の拡充を図るべきである。

[参考3]「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定に伴う制度整備の在り方等に関する報告書」（平成28年2月）（文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会）（抜粋）

第2章 TPP協定に伴う制度整備の在り方について

第5節 配信音源の二次使用に対する使用料請求権の付与

2. 検討結果

（1）TPP協定の締結のために必要な措置について

①制度整備の方向性

前記のとおり、我が国は、WPP T締結時において、配信音源を放送等に用いている実態がないと判断されたことから、当該義務の履行を留保し、国内法においても、配信音源の二次使用について実演家及びレコード製作者に二次使用料請求権を付与しなかった。

また、WPP T締結後も、そのような実態に大きな変化はなかったため、現在にいたるまで当該留保の撤回や配信音源の二次使用に係る制度整備は行ってこなかったところである。

しかし、昨今のブロードバンド化の急速な発展に伴い、CD等の商業用レコードではなく配信に限定して販売される楽曲が出現しており、また、定額聞き放題サービス等、配信音源を用いた音楽の配信サービスは拡大の一途をたどっている。本小委員会における意見聴取においても、権利者団体から、近年の世界音楽市場において音楽配信の売上げとパッケージの売上げが同規模になっており、放送事業者等が一定のルールに基づいて配信音源を使用できる環境を整備することが期待される旨の意見が示されているところである。また、放送事業者の団体からも、二次使用料請求権の付与については特段の反対意見は示されなかったところである。

また、配信音源に関する法的保護は、TPP協定により新たに国際的な共通ルールと位置づけられることとなることから、こうした国際的な制度調和の観点にも留意する必要がある。

これらの状況を踏まえると、配信音源の二次使用について、商業用レコードの場合（第95条第1項及び第97条第1項）と同様に使用料請求権を付与することが適当である。

2016年3月30日

外務省

「3月29日提出の担保表について
協定及び附属書以外のサイドレターなどから生じる義務
及び対応する国内法を整理した資料」について

環太平洋パートナーシップ(TPP)協定に関連して作成された文書は、いずれも現行の国内法の範囲内で実施されるものであり、個別の法律によりその国内実施を担保するものではないため、これらの文書に基づく義務と国内法との関係を示す資料は作成していない。

(了)

第 131 回（平成 6 年）国会で審議された W T O 協定関連の国内法

平成 28 年 3 月 31 日

外 務 省

財 務 省

文 部 科 学 省

農 林 水 産 省

経 済 産 業 省

関連法案名	左の法案により改正又は廃止された法律
関税定率法等の一部を改正する法律案	・ 関税定率法 ・ 関税暫定措置法 ・ 関税法
著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案	・ 著作権法 ・ 万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案	・ 食糧管理法（廃止）
加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案	・ 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法
繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案	・ 繭糸価格安定法 ・ 蚕糸砂糖類価格安定事業団法
農産物価格安定法の一部を改正する法律案	・ 農産物価格安定法
特許法等の一部を改正する法律案	・ 特許法 ・ 実用新案法 ・ 意匠法 ・ 商標法 ・ 不正防止競争法 ・ 弁理士法 ・ 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律

海洋法に関する国際連合条約（国連海洋法条約）の
締結に際して採られた国内法上の措置

平成 28 年 3 月 31 日

外 務 省
国 土 交 通 省
環 境 省
水 産 庁

以下の法案を国会に提出した。

- 領海法の一部を改正する法律案
- 排他的経済水域及び大陸棚に関する法律案
- 海上保安庁法の一部を改正する法律案
- 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案
- 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案
- 水産資源保護法の一部を改正する法律案
- 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案
- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

（計 8 本）

〔参考〕国連海洋法条約は、千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約第十一部の実施に関する協定及び上記の法案とともに、第 136 回通常国会（平成 8 年）に提出された。

（了）

②⑩について

平成28年3月31日

文化庁

特許庁

- TPP協定における「法定の損害賠償制度」に対応した制度整備については、著作権法に関しては文化審議会著作権分科会において、商標法については産業構造審議会知的財産分科会においてそれぞれ検討が行われたところである。
- 文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（委員名簿は別添2参照）が平成28年2月に取りまとめた報告書においては、損害賠償と将来の侵害の抑止との関係についても検討を行った上で、TPP協定の求める制度の趣旨をより適切に反映する観点から、著作権等に係る損害賠償に関する制度について、現行規定に加えて、我が国の法体系の枠内で可能な範囲において何らかの形で額を法定する仕組みを更に設けることが適当であることや、そのような仕組みとして著作権等管理事業者の管理する権利について損害賠償請求を行う場合に、当該著作権等管理事業者の使用料規程により算出した額を損害額として請求することができる旨を法律上明記することが適当である旨の提言がなされている。（詳細は別添1参照）
- また、商標法については、平成28年2月に行われた第7回産業構造審議会知的財産分科会（委員名簿は別添3参照）において、TPP協定の条文をもとに有識者に御審議いただき、「TPP協定を担保するための商標法改正について」（第4回提出資料：別添4参照）について御了承をいただいたところである。
- これらの審議会の検討結果も踏まえ、文化庁及び特許庁において、平成9年7月11日最高裁判所判決と矛盾せず、かつTPP協定における「法定の損害賠償」の求める要件を満たす改正案について検討を行い、第7回提出資料（別添5参照）でお示した考え方により法務省、外務省等の関係省庁の了解を得た上で法改正案を閣議決定したものである。

（以上）

◆文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会「環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定に伴う制度整備の在り方等に関する報告書」（平成２８年２月）（関係部分抜粋）

「権利者を補償するために十分な額に定め、及び将来の侵害を抑止することを目的とする」（ＴＰＰ協定第１８・７４条第８項）との関係については、現行規定による所定の損害額の請求が可能であることによりこれらの要件を満たし得るとの意見が示された。特に、「将来の侵害を抑止することを目的とする」との規定との関係については、填補賠償を認める現行制度が侵害を抑止する効果⁹⁴を発生させるものであると評価できること、及びＴＰＰ協定は自国の法制等の範囲内で協定上の義務を実施することを許容していることから、現行制度によって協定上の当該義務は満たし得るとの意見があった。

これらの意見を踏まえると、特に第１１４条第３項については、権利者が侵害行為により実際に生じた損害額や損害と侵害行為との因果関係の立証をせずに、侵害者に対して使用料相当額という一定の範囲の額の支払を求める制度であり、かつ権利者を補償するために十分な額に定め、及び将来の侵害を抑止することを目的とするものであるとして、我が国は同項によって「法定の損害賠償」を担保しているとする考え方も必ずしも排除されないものと考えられる。

他方で、ＴＰＰ協定における「法定の損害賠償」は権利者の損害賠償額の立証負担を軽減することを趣旨とし、諸外国においては米国等において、実損害の発生にかかわらず一著作物当たりの損害額の下限や上限を定める制度が法定の損害賠償制度として採用されていることや、本小委員会における意見聴取においても、複数の権利者団体から、司法救済の実効性の確保、損害賠償が低額なため権利者が泣き寝入りする事態の改善等の観点から、一定の制度整備を求める意見が寄せられた。ただし、そのような制度整備を行う場合でも、賠償額が実損害を上回り、不相当に高額になることは、濫訴のおそれを招き、不適当であるとの意見も示された。

そこで、ＴＰＰ協定の求める制度の趣旨をより適切に反映する観点から、著作権等に係る損害賠償に関する制度について、現行規定に加えて、填補賠償原則を始めとする民法の原則等、我が国の法体系の枠内で可能な範囲において何らかの形で額を法定する仕組みを更に設けることが適当である。

（注 94）これに関連して、最高裁は、我が国の損害賠償制度について、「加害者に対する制裁や、将来における同様の行為の抑止、すなわち一般予防を目的とするものではない」とする一方で、「もっとも、加害者に対して損害賠償義務を課すことによって、結果的に加害者に対する制裁ないし一般予防の効果を生ずることがあるとしても、それは被害者が被った不利益を回復するために加害者に対し損害賠償義務を負わせたことの反射的、副次的な効果にすぎず、加害者に対する制裁及び一般予防を本来的な目的とする懲罰的損害賠償の制度とは本質的に異なるというべきである」と判示しており、加害者に損害賠償責任を負わせることにより、同種の侵害が抑止され、一般予防が図られるという副次的効果が生ずることがあることを認めている。（萬世工業事件最高裁判決〔最判平成９年７月１１日民集５１巻６号２５７３頁〕）。

1 第15期文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会委員名簿

※◎は主査, ○は主査代理

蘆 立 順 美	東北大学大学院法学研究科教授
井奈波 朋 子	弁護士
井 上 由里子	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
今 村 哲 也	明治大学情報コミュニケーション学部准教授
上 野 達 弘	早稲田大学大学院法務研究科教授
大久保 直 樹	学習院大学法学部教授
○大 淵 哲 也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
奥 邨 弘 司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
河 村 真紀子	主婦連合会事務局長
岸 博 幸	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
窪 田 充 見	神戸大学大学院法学研究科教授
末 吉 亙	弁護士
龍 村 全	弁護士
茶 園 成 樹	大阪大学大学院高等司法研究科教授
道垣内 正 人	早稲田大学大学院法務研究科教授, 弁護士
◎土 肥 一 史	日本大学大学院知的財産研究科教授
野 原 佐和子	株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長
長谷川 浩 二	東京地方裁判所判事(知的財産権担当) (H27.10.14～)
前 田 健	神戸大学大学院法学研究科准教授
前 田 哲 男	弁護士
前 田 陽 一	立教大学大学院法務研究科教授
松 田 政 行	弁護士
森 田 宏 樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
山 本 隆 司	弁護士
横 山 久 芳	学習院大学法学部教授

(以上25名)

平成 28 年 2 月 12 日
第 7 回知的財産分科会

産業構造審議会 知的財産分科会

委員名簿

	飯田 香緒里	東京医科歯科大学研究・産学連携推進機構教授
	伊丹 勝	日本弁理士会会長
会長	大淵 哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	沖野 眞己	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	片山 英二	阿部・井窪・片山法律事務所弁護士・弁理士
	菅野 雅之	最高裁判所事務総局行政局長(兼 民事局長)
	君嶋 祐子	慶應義塾大学法学部教授・弁護士
	久貝 卓	日本商工会議所常務理事
	釘宮 悦子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント相談員協会 理事・公報委員長
	小林 喜光	三菱ケミカルホールディングス取締役会長
	高山 佳奈子	京都大学大学院法学研究科教授
	竹中 俊子	ワシントン大学ロースクール教授
	田原 麻梨江	東京工業大学精密工学研究所准教授
	中鉢 良治	独立行政法人産業技術総合研究所理事長
	土肥 一史	日本大学大学院知的財産専門職大学院教授・一橋大学名誉教授
	中村 勝重	三鷹光器株式会社代表取締役
	野坂 雅一	読売新聞東京本社調査研究本部総務
	林 いづみ	桜坂法律事務所弁護士
	春田 雄一	日本労働組合総連合会経済政策局長
	御供 俊元	日本知的財産協会副会長 ソニー株式会社業務執行役員 SVP 知的財産担当
	宮島 香澄	日本テレビ報道局解説委員
	早稲田 祐美子	日本弁護士連合会知的財産センター委員長
	渡部 俊也	東京大学政策ビジョン研究センター教授

(敬称略, 五十音順)

TPP協定を担保するための 商標法改正について

特許庁

TPP協定の概要

TPP協定の概要

商標の不正使用について、法定の損害賠償又は追加的な損害賠償の制度を設ける。

TPP協定の条文（抜粋）

◆第18.5条

各締約国は、この章の規定を実施する。締約国は、この章の規定に反しないことを条件として、この章において要求される保護又は行使よりも広範な知的財産権の保護又は行使を自国の法令において規定することができるが、そのような義務を負わない。各締約国は、自国の法制及び法律上の慣行の範囲内でこの章の規定を実施するための適当な方法を決定することができる。

◆第18.74条7～9

7 各締約国は、民事上の司法手続において、商標の不正使用に関し、次のいずれか又は双方の損害賠償について定める制度を採用し、又は維持する。

- (a) 権利者の選択に基づいて受けることができる法定の損害賠償
- (b) 追加的な損害賠償（注）

注 追加的な損害賠償には、懲罰的損害賠償を含めることができる。

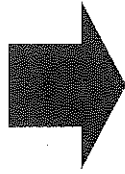
- 8 6及び7の規定に基づく法定の損害賠償は、侵害によって引き起こされた損害について権利者を補償するために十分な額に定め、及び将来の侵害を抑止することを目的として定める。
- 9 司法当局は、6及び7の規定に基づく追加的な損害賠償の裁定を下すに当たり、全ての関連する事項（侵害行為の性質及び将来における同様の侵害の抑止の必要性を含む。）を考慮して適当と認める追加的な損害賠償の裁定を下す権限を有する。

TPP協定の担保の在り方

現行の損害賠償制度

民法 ≪損害賠償の一般規定≫

侵害者は「生じた損害を賠償する」



知的財産権の場合、「生じた損害」を
特定・立証することが困難。

商標法 ≪立証負担を一定程度軽減する規定≫

第38条第1項: 損害額の計算式

第2項: 侵害者利益を損害額

第3項: ライセンス料を損害額

* 民法(不法行為法)の原則 *

実際の損害



賠償される範囲

実損を超える
賠償は不可

総合的なTPP関連政策大綱

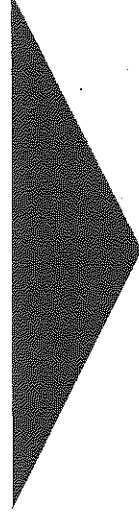
「商標不正使用に対する民法の原則を踏まえた法定の損害賠償制度等に関し、所要の措置を講ずる。」

(平成27年11月25日 TPP総合対策本部決定)

TPP協定の担保の在り方

TPP協定を担保するための商標法改正の方向性

- 民法の原則を踏まえ、追加的な損害賠償ではなく、法定の損害賠償に関する規定を整備する。
- 具体的には、商標の不正使用による損害の賠償を請求する場合において、当該登録商標の取得及び維持に通常要する費用に相当する額を損害額として請求できる規定を追加する。



TPP協定の効果

権利者が賠償を得られやすい制度が整備されることにより、特にTPP協定域内の新興国において、我が国企業等のより効果的かつ効率的な侵害対策を可能とし、更なる海外事業展開を促進。

平成 28 年 3 月 25 日

内閣官房・法務省・外務省・文化庁・特許庁

3. (1) について

- 平成 9 年 7 月 11 日最高裁判所判決においては、我が国の損害賠償制度が、将来における同様の行為の抑止を本来的な目的とするものではないこと等が判示されているが、他方で、当該判決は、我が国の損害賠償制度が将来の侵害を抑止する副次的効果を有することも認めている。

このことからすれば、将来の侵害を抑止する効果が発生することを副次的な目的として我が国の損害賠償制度を設計することは当該最高裁判所判決との関係においても可能である。

- また、TPP 協定における「法定の損害賠償」は、将来の侵害を抑止することを目的として定めることとされている（第 18・74 条 8 項）が、TPP 協定上の義務をどのように実施するかについては、各国に一定の裁量が認められている（第 18・5 条）ため、必ずしも、将来の侵害の抑止を本来的な目的とした制度とせずとも、将来の侵害抑止の効果の発生を副次的な目的とする適切な方法によって定めることでも足りる。

- 改正案においては、「法定の損害賠償」を担保するため、現行の立証負担軽減の規定（著作権法第 114 条各項、商標法第 38 条各項）に加えて、それぞれ以下の措置を講ずることとしている。

【著作権法】

侵害された著作権等が著作権等管理事業者により管理されている場合は、著作権者等は、当該著作権等管理事業者の使用料規程により算出した額（複数ある場合は最も高い額）を損害額として賠償を請求することができることとする。（改正案による改正後の著作権法第 114 条第 4 項）

【商標法】

商標の不正使用による損害の賠償を請求する場合において、当該登録商標の取得及び維持に通常要する費用に相当する額を損害額として賠償を請求することができることとする。（改正案による改正後の商標法第 38 条第 4 項）

- これらの規定は、将来の侵害抑止の効果が発生することを副次的な目的としているものである。

（以上）

自動車の貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の付録
に基づき予定されている国内法令上の措置

平成 28 年 4 月 4 日
外 務 省

現時点では、以下の法令について措置が予定されている。

- 関税暫定措置法（改正）及びそれに伴う政令の整備
- 自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令（改正）

（了）

自動車貿易に関する日米並行交渉に係る書簡（４件）（概要）

平成 28 年 4 月 4 日
外 務 省

（注）これらの書簡は、法的拘束力を有するものではない。

1 自動車の非関税措置に関する書簡

自動車貿易に関する並行交渉の妥結を確認するとともに、日米両国について T P P 協定が発効する時までに日本がとる自動車関連の非関税措置等を記す文書。主な内容は以下のとおり。

（１）自動車の強制規格、任意規格及び適合性評価手続

- ・騒音等に係る国連基準（改正採択後のもの。）を採用。
- ・燃料電池車の水素タンクに関する世界技術規則を採用。
- ・高圧ガス保安法の規制対象から所定の基準を満たす回収装置の除外を実施。
- ・安全性の確認を条件に、火工品（火薬や爆薬を使用した製品）を組み込んだ輸入自動車用の安全装置につき法令の適時の見直しに努める。
- ・国際的に調和された排出ガス・燃費試験法を受容。

（２）輸入自動車特別取扱制度（P H P）の手続

- ・排出ガス発散防止装置及び騒音防止装置に装置型式指定を活用。
- ・排出ガス及び騒音抜取試験の実績に基づく抜取頻度を設定。
- ・出張予備検査の頻度の増加等の実現可能性を検討。
- ・手続の電子化について、実現可能な範囲で制度化を検討。

（３）流通

- ・自動車整備工場の設置許可申請に対する審査の加速、及び不許可の場合又は決定が困難な場合の国土交通省への事前協議を地方公共団体に要請。
- ・独占禁止法違反の疑いのある行為を公正取引委員会に通報する手続を日本自動車工業会及び日本自動車販売協会連合会等に通知。

2 自動車の基準に関する書簡

一部の我が国の安全基準のうち、対応する米国の基準が我が国の基準よりも緩やかなものでないと国土交通省が 2 0 1 5 年 4 月 1 日時点で認めた以下の 7 つを特定。

- ①前面衝突、②後面衝突、③内装材料の難燃性、④ナンバープレート灯、⑤バックミラーの衝撃吸収、⑥ワイパーや洗浄液噴射装置等、⑦デフロスタ（曇り取り）に係る基準

3 P H P車の取扱いに関する書簡

日本の燃費規制及び日米自動車付録における「財政上の奨励措置」の文言の適用範囲に関し、P H P車の今後の取扱い等につき両国政府間で認識を確認。

(1) 燃費規制

- ・現在、省エネルギー法に基づく燃費関連の規制はP H P車には適用されていないところ、現時点で、その取扱いが変更される予定がないこと。

(2) 財政上の奨励措置

- ・財政上の奨励措置（税制上の奨励措置を含む。）を実施する際には、日本は、当該財政上の奨励措置の基準を満たすかを判断するのに必要な自動車（P H P車を含む。）に関する要件を適用することができること。

(3) 自動車燃料

- ・日米自動車付録の規定上、「自動車製品」に燃料又は燃料添加物は含まれないこと。

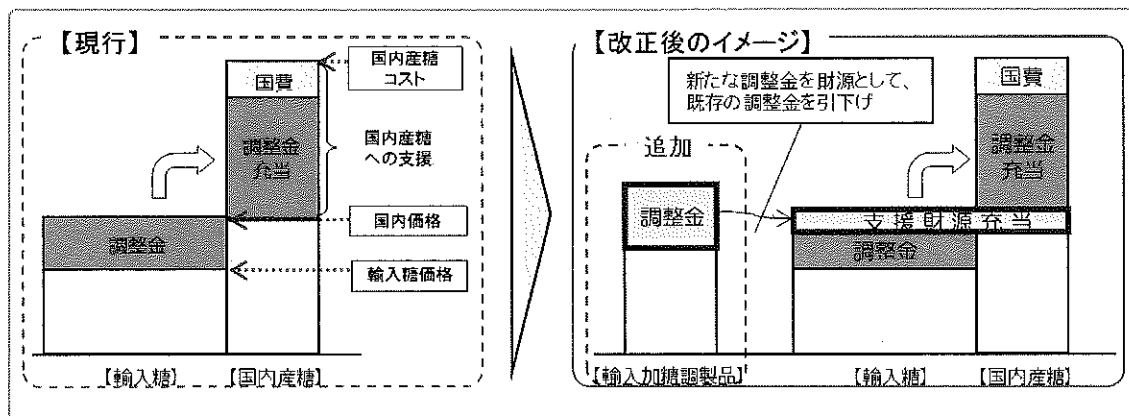
4 自動車流通に関する書簡

(1) 日本政府は、日本の公正取引委員会が日本における自動車の販売・流通制度上行われ得る反競争的行為に関する調査を実施することを決定した旨を通報。

(2) 当該調査は、米国を含む外国メーカー等への聞き取りを含み、T P P協定が発効する日の後2年以内に完了。調査結果は公表される。

加糖調製品にかかる生産者への交付金の額
(加糖調製品から徴収する調整金と現行の調整金との関係)
【糖価調整法改正関係】

- 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律の改正案においては、新たに加糖調製品から徴収される調整金（収入額は発効初年度で約70億円の見込み）については、
- ① 既存の調整金の引き下げ
 - ② ①による原料糖の国内価格の引き下げに対応するための国内産糖への支援
- に充てられることとされている。



著作権関係の制度整備

TPP協定の締結に必要な国内実施のため、著作権に関する以下の事項に関して、国内法との整合性や権利の保護と利用とのバランスに留意しつつ、制度整備を行う。

その際、著作権等侵害罪の一部非親告罪化に関しては、二次創作への萎縮効果等を生じないように、非親告罪の対象となる範囲を限定する。

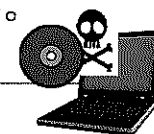
1. 著作物等の保護期間の延長

(TPP協定における合意事項) 著作物等の保護期間は、著作者の死後少なくとも70年等とする。

2. 著作権等侵害罪の一部非親告罪化

(TPP協定における合意事項) 故意による商業的規模の著作物の違法な複製等を刑事罰の対象とする。これらについては、**非親告罪**※とするが、市場における著作物等の利用のための権利者の能力に影響を与えない場合はこの限りではない。

(※) 非親告罪: 著作権者等の告訴がなくとも検察官が公訴を提起できる罪



3. 著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段に関する制度整備

(TPP協定における合意事項) 著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段(いわゆる「**アクセスコントロール**」※)を権限なく回避する行為及び回避する装置の製造販売等について、民事上の救済措置及び刑事罰を定める。

(※) 例えば、有料放送等において視聴料金を支払った者以外は番組を視聴できないように視聴制限を行うような技術。

4. 配信音源の二次使用に対する使用料請求権の付与

(TPP協定における合意事項) インターネット等から直接配信される音源(「**配信音源**」)を用いて放送又は有線放送を行う場合について、実演家及びレコード製作者に使用料請求権を付与する。

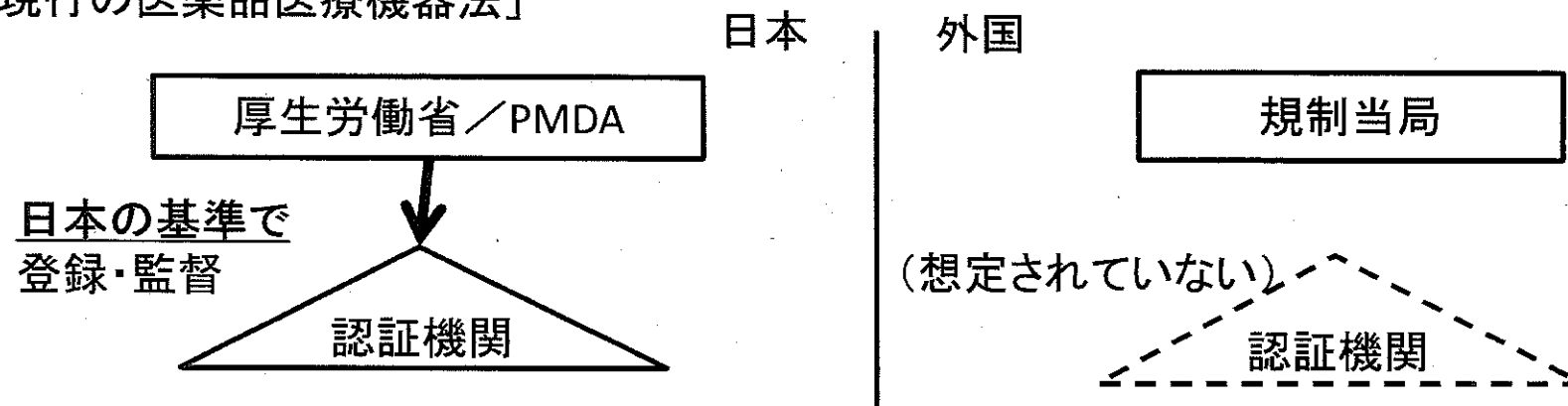
5. 著作権等侵害に対する民法の原則を踏まえた法定の損害賠償等に関する制度整備

(TPP協定における合意事項) 著作権等の侵害について、**法定の損害賠償**※等の制度を設ける。

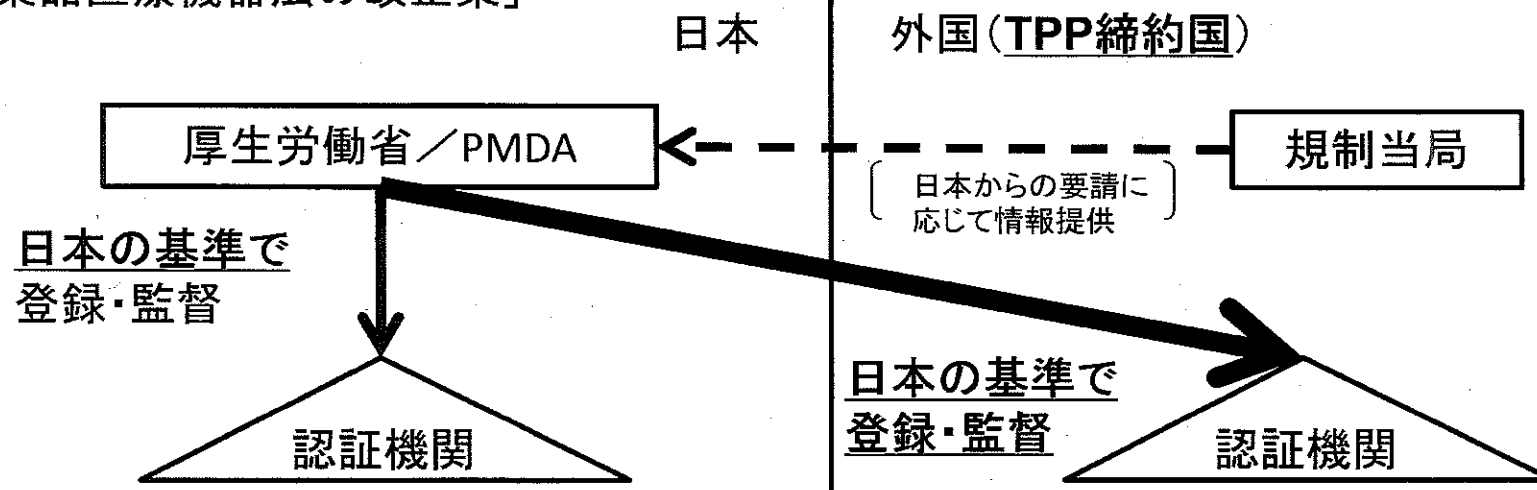
(※) 法定の損害賠償については、侵害によって引き起こされた損害について権利者を補償するために十分な額を定め、及び将来の侵害を抑止することを目的として定める。

認証機関の登録及び監督に関する改正イメージ

「現行の医薬品医療機器法」



「医薬品医療機器法の改正案」

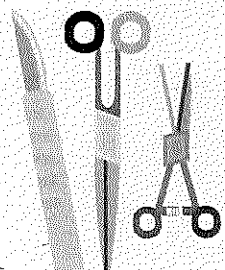
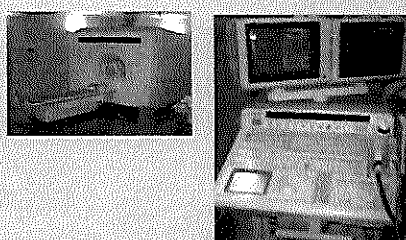
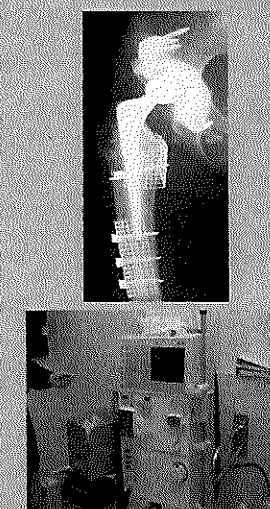
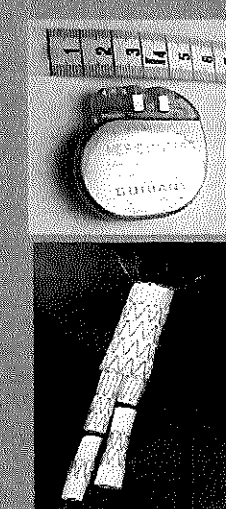


注1) 日本に流通する医療機器は、日本の基準を満たしている必要がある。

注2) 外国の認証機関に対して、「命令」ではなく「請求」を行う。また、立入り検査を忌避された場合、登録取消しを行う。

医療機器に関する分類・規制

小 ← リ ス ク → 大

国際分類	クラス I	クラス II	クラス III	クラス IV
具 体 例	体外診断用機器 鋼製小物 (メス・ピンセット等) X線フィルム 歯科技工用用品 	MRI装置、 電子内視鏡、 消化器用カテーテル 超音波 診断装置 歯科用合金 	透析器 人工骨 人工呼吸器 	ペースメーカー 人工心臓弁 ステントグラフト 
法の 分類	一般医療機器	管理医療機器	高度管理医療機器	
規制	届出	登録認証機関 による認証	大臣承認 (PMDAによる審査)	

日本で医療機器を製造販売する場合には、日本の大臣承認又は日本の認証を受ける必要がある。